
令和5年 第2回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

令和5年6月9日 (金曜日)

議事日程 (2)

令和5年6月9日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】 (12名)

1番 中西 智昭	2番 田中 太	3番 香田 一之	4番 長島 毅
5番 萩原 洋子	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 貝掛 俊之
9番 妹川 征男	10番 辻本 一夫	11番 川上 誠一	12番 内海 猛年

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	村尾正一
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	本郷宣昭
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	新開晴浩				

【 欠 席 職 員 】 (なし)

【 傍 聴 者 数 】 10名

午前 10 時 00 分開会

○議長 内海 猛年君

おはようございます。ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 内海 猛年君

本日は一般質問を行います。あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。まず 7 番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 7 番 松岡 泉君

7 番、公明党の松岡でございます。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

件名 1、災害対策についてお伺いいたします。

最近ですね、地震のほうは石川県、千葉県のほうでありまして、被害が出ているところでございます。また、東海地方やその他についてもですね、甲信も含めて豪雨災害の危険性があるということで、雨が降りまして心配されるところでございました。

今年も梅雨期に入っておりますし、台風の発生も 3 号まで出ている状況にありまして、気象庁につきましても、予報によりますと局地的な大雨が予想するというような可能性もあるということでもあります。今後ともですね、線状降水帯が停滞することによりまして、災害の発生が懸念されるところでございます。そこで事前災害対策について、事前の対策が十分に取られているかどうかについてお伺いしていきます。

要旨 1、災害対策の充実についてですが、まず、防災訓練ですが、我が町の実施計画によりますと 5 年度から 7 年度の計画が策定されてまして発表されておりますが、その中で定期的な防災訓練の実施についての記載等もございます。ただし、具体的な内容は計画の中には盛り込んでおられません。そういうことでもありますけれども、内容については必要な訓練項目を明確にしてですね、計画的な訓練が実施されることが望ましいかと考えます。

そこでお伺いしますが、今年度の防災訓練計画がどのような内容をお聞きいたします。よろしくお願ひします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今年度の防災訓練はどのような計画かについてお答えいたします。

町民を対象とした訓練は 2 回を計画しております。現在、6 月 24 日の土曜日の午前中に大雨・

洪水避難訓練を実施するよう、自治区と調整を行っているところでございます。訓練の内容としては、安全な避難行動の習得、安否確認を通じ要支援者の支援行動に関する問題意識の向上、自治区長等の戸別受信機の操作、要領の向上、職員の避難所開設及び対応・訓練を主眼に置いて実施します。11月の中旬に地震津波を想定した避難訓練を実施したいと考えています。

また、訓練ではございませんが、防災意識を啓発する上で各自治区からの要請に基づいた出前講座を行うようにしております。避難のタイミングを考えるマイ・タイムラインの作成を考えており、防災意識の向上につながっていくと考えております。職員に対して防災意識の向上を図るために、外部講師による研修会を行うようにしております。これまでに町が助成し習得した防災士についても、4月に芦屋町の災害の状況等について研修会及び意見交換を行い、地域の防災リーダーとして資質向上を図ったところでございます。今後も定期的に集まり、芦屋町の災害対策や訓練等について意見交換を行っていきたいと考えております。その中で、1つでも何か形にできる事業ができることを期待しているというところでございます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、答弁がございましたように、実施する訓練項目ということで具体的に答弁をいただきましたが、私自身もですね、事あるごとにマイ・タイムラインの作成について取組を依頼しているところでもありますけども、今回もその中で、出前講座の中でタイムライン作成をしっかりと町民の皆さんに理解をしていただくというようなことで取り組んでおるといことですので評価できるかなと思いますが、こういったですね、今、説明がございました引き続き継続的にですね、行わなければならない訓練も確かにございます。

しかしながらですね、災害の対応を取りまして中核となる対策本部の演習、それから職員さんの訓練、こういったものが重要になってくるとは思いますけれども、こういった訓練を充実させる必要があるかと思っておりますけども、早期の着手が必要と考えますけどもこの点はいかがでしょう。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

災害対策本部の演習や職員対応訓練の実施につきましては、重要な訓練であると認識しております。

今年度は職員に対して防災意識の向上を図るための研修を行うようにしておりますので、次年度は松岡議員が、今、提案されております訓練等について検討していきたいというふうに考えて

おります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今後ともですね、訓練の充実が図れることを期待したいと思います。

続きまして水害対策についてですけれども、今回も当然、大雨が降る可能性がございます。そういったことで町としてですね、側溝等の清掃等が行われているかと思えますけれども、この対策はどのように行われているのかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

水害対策につきましては、農業用水路等については産業観光課、道路や雨水排水等については都市整備課が主管となるので、状況に応じて対応していくようにしております。

産業観光課につきましては、汐入川を農業用水として利用しており、幹線・支線を問わず堤体の老朽化に伴う機能低下が著しく、農業水利施設保全合理化事業において汐入川の全面改修を行い、川底の土砂もしゅんせつをしております。このことにより汐入川から遠賀川へ流量がスムーズに流れるようになり、水害対策の一環となります。また、その他農業用水路も状況に応じ、しゅんせつを行うことにより、同じように水害対策の一環となります。

都市整備におきましては、山鹿のテニスコート上付近が豪雨の場合に道路冠水が発生しているため、大君第2雨水幹線改修工事を行い、雨水を速やかに排水することができるように整備したところでございます。また、船頭町雨水幹線の中に堆積した土砂等の除去も定期的に行っているとのことでございます。以上のように、都市整備課においても工事やしゅんせつ等を行うことにより、水害対策の一環となるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

対策もですね、しっかりと取られていることだと思いますので評価できるわけですが、線状降水帯の発生によって今後ですね、内水氾濫と言って、排除できないようなことも当然考えられるわけでありますので、安心することなくですね、これは注意深く見守っていただきたいと思えます。

次に、浸水可能区域の水位計の設置についてですが、事あるごとに私も一般質問の中でこの水位計の設置の要望をしております。この対応状況についてお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

浸水可能等の水位計の設置につきましては、浸水可能区域の水位計の設置につきましては、遠賀川右岸側の山鹿河畔公園から汐入川一帯が堤防高不足のため重要水防箇所と指定されており、西川においても東小学校の上流左岸側が一部堤防高不足と指定されているため、遠賀川河川事務所に水位計の設置はできないかと確認を行ったところ、遠賀川流域の水位観測所は中間と日の出橋で観測しているので、その水位の状況をインターネットで判断をお願いしたいとのことで、芦屋町の重点水防箇所に水位計を設置することは難しいとの回答でした。西川については祇園橋に水位計を設置しているので、その水位の状況をインターネットで確認していただきたいとの回答でした。汐入川につきましては、芦屋唐戸橋に福岡県土整備事務所が水位計を設置しているということでしたので、その水位の状況はインターネットで確認ができるという回答でした。

芦屋町内の浸水可能区域等の水位計の設置につきましては関係課と協議を行った結果、近年、大きな水害・浸水も発生しておらず、早急に浸水が想定される区域に水位計等を設置することまでは至らないのではないかとという結果となりました。そのため出水期、ゲリラ豪雨、台風等の豪雨が想定される場合は消防団や職員が浸水等想定される区域を巡回し、情報収集を行っていきます。浸水等が発生しそうな場合には速やかに戸別受信機や防災メールまもるくん、ふくおか防災ナビまもるくん、ヤフー防災アプリなどを活用し町民へ情報提供を行い、早期の避難へとつなげていきたいと考えております。浸水区域に水位計を設置しないことについては御理解をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

答弁としては難しいんじゃないかというお話でしょうけど、災害対策の基本はやっぱり自助、それから共助が中心だと思うんですね。今お話があったのは、どちらかという公助側からの取組状況だと思うんですね。私はやはり自助、共助というところにやっぱり力点を置いて、住民の皆様がそれを見てですね、判断する基準がどっかになれば早期な対応は取れないんじゃないかと思うわけですね。そういう観点からしますと公助ばかりで、インターネットを見たらどうかというお話がありますけど全員がインターネットを見れるわけではないし、ましてや消防団の方

たちに見てもらって連絡しようと思って、今、戸別受信機も設置されておりますけども全員に伝わるわけでもないわけですね。

そして自主防災組織がございます。そういったところは、どちらかというとき常日頃から見ると、この量を超えたら自分たちは逃げるんだとかそういったマイ・タイムラインの下で、基準となるものが何かないといけないと私は思うわけですね。そういう視点からすると、もう一度ですね、再考していただければいいんじゃないかなと思います。

続きまして要旨2に移らせていただきますけれども、防災・減災に関わる研修等への参加状況です。

先日行われました5月14日の飯塚での遠賀川総合水防演習、これについては町長が副総裁で出席されているということでありまして、それ以外の方はほとんど出られてないんじゃないかと思えます。それから社協のほうでは、参加して研修を行いました災害・防災ボランティア活動の一環となる防災センターの運用についての講習もございました。芦屋町からは、そういったものには出ておりません。そういうことでもあります。

防災に関わる研修の参加状況はどうなってるかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

研修会等の参加状況につきましては、昨年まではコロナ禍によりほとんど研修会が開催されていないため、参加はなかなかできてない状況でございます。本年度につきましては、総務課へ研修会等への案内があったものにつきましては参加するようにしていきたいと考えております。また、災害ボランティア等の研修につきましては社会福祉協議会が窓口となりますので、研修会が開催される場合には参加していただくよう依頼していきたいと考えております。

そのほかは、防災士のスキルアップのための研修会が年1回開催されていますので、対象者に案内をし、受講を促しています。昨年2月に職員と会計年度任用職員を対象に普通救命講習を行い、心肺蘇生法やAEDの使用方法等について基本的な技能を習得したので、災害時及び突発的な傷病者への対応能力の向上を図ると考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、説明がございましたけど、私はですね、できたら消極的な立場ではなくして、担当課のほうで、こういった防災に関しての情報についてはですね、積極的に入手していただいて取組を

充実させていただきたいというのが私の考えなんですよね。やはりそういったですね、こういった機会ってめったにないと思うんですよね。町でも防災訓練をやって、いろんな方に理解していただくということをやってるわけですけど、こういった多くの自治体、広域でやる演習、それから先進地がいろんな取り組んでいるそういった防災対策、こういったものはやっぱり情報源としてしっかり皆さん行政のほうで受け取ってもらって積極的に働きかけてこちらから、そういった情報の下で防災対策をいかにやっていくかということが重要なことだと思うんですよ。だから、できたらですね、参加してほしいんです、私は。そういうことが防災対策の重要な観点ではないかなと思うわけです。

そういう意味からすると今後のですね、案内されなければやらないというような考えじゃなくして、訓練研修等への参加は積極的にやるんだと、この点いかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

積極的に訓練の参加に、というところの御要望でございます。

職員にとって有益な研修につきましては業務に支障のない範囲で参加させていきたいと思いますし、町民の方々もいろんな訓練に参加できるっていう情報があれば、それを区長会を通じてとか情報を流していくというところもちょっと考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

私もこういった研修に私自らも防災士として参加をしておりますので、社協にもおりますので、先日ボランティア活動のセンターの運営についても、いろんなところで災害が起こるたびにですね、防災センターの運用っていうのは非常に厳しい、大変だなというのは皆さんも御理解していただいとこだと思うんで、いろんな学ぶ点も多いしですね、今回の遠賀川の水防訓練なんかでもですね、見てみますと、中身の中で体験コーナーというのがあって、実際その町民の皆さん、住民の皆さんがそこに行って災害の体験ができるような企画もあったわけですね。

そういう点からするとめったに、皆さんは芦屋町では28年ですか、昭和28年の水害のときの経験しかなくて、ほとんど経験されてない。そういった追体験ができるような場所に行くというのは重要なことじゃないかなと思いますので、食欲にですね、そういった研修等の参加についてはですね、検討していただいて、参加していくように努めてもらいたいと思います。

それでは要旨の3に移りますけど、被災者台帳ですけれども、被災者支援システムの導入・運

用についてです。

これはですね、被災者台帳は災害発生の際に被災者の援護を総合的・効果的に実施するための基礎となるものです。これは災害対策基本法の90条の3項の1項にですね、市町村が作成するようになってます。これは災害が発生しないとなかなか要らないわけですが、災害が発生してこのシステムを作成すると、大変なことになるんですね。

行政の皆さんは町の防災対策のほうで支援に当たったりするわけで人手が割かれるんですけども、そういった中で終わった後にすぐにですね、そういった罹災者証明を発行して被災した人たちをまとめてどういう支援をするかってなったときに、それから始めたんでは遅いんですよね。だからこういったものを、先進地じゃないんですけど経験をした兵庫県の、これは西宮の職員さんが阪神・淡路大震災の後に「こういったものがあつたら。」ってことでつくってくれてるんですけど、総務省としてそれを各自治体のほうに、「そういったものがあります。いろんなチェックリストがあります。そういう台帳のプログラムシステムをつくりますよ。」ということで案内してくれてるんですけど、これは町に聞きますとシステムを構築されてないという状況なんですけど、その理由と導入の考えについてはいかがですか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

導入につきましては、クラウド型のシステムという形の中で国のほうが構築をしているという状況でございます。その中で今後、その導入につきましては住民基本台帳とかがベースというふうになりますので、今現在、国がつくっているシステムの優位性なんかを確認しながら、費用対効果等を検討しながら、今後導入については調査研究していきたいというふうに考えております。

なお、マイナンバーを持っている方につきましては、今言われました災害が起こったときの罹災証明につきましては発行できるような形になっておりますので、支援者の手続等を行って罹災証明の発行ができることはオンラインでできるようになっておりますので、今後この周知につきましては広報で行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今紹介しましたシステムはですね、先ほど言いましたように西宮市の職員さんが当時の阪神の大地震後にですね、そういったプログラムをつくってくれて全国に展開をしていると。これもですね、導入している自治体もあるということで聞いております。しかしながら実際には使わない

ことがあるから、もうほとんど、システムは入れてるんですけども運用がほとんどされてない。災害が発生しないし、そういったことがなければ使うことはないわけですね。そうした場合、システムは入ってるんだけども使ってないから、実際になったら使えないってこともあったということらしいです。

そういう観点からすると私たちのこの防災対策というのは、やはりそういった準備をするということと、そのあとのフォローですよね。これはやっぱりやっていかなくちゃ。備品の備蓄なんかもそうだと思うんですけど、ただ入れたけどもう、備品は持ってるんだけど、もうこれ有効期限を過ぎてるといようなことがあってはならないわけですね。

ただし、やはり私が思うのは、防災対策は、やはりいつでも起こることを念頭に置いて準備をすることが重要かと思うんで、この点は町として公助の視点からですね、しっかりとやっぱり取り組んでいていただければというふうに考えますので、今後ともですね、私も微力ながら防災士でありますので、何かできることがあったらまた一緒にですね、準備体制を整えていきたいなというふうに考えております。

それでは件名2に移ります。件名2はですね、障害者支援についてであります。

芦屋町はですね、障害者計画、それから障害福祉計画に基づいて各支援事業は計画的に推進されていると考えてますし、私もそういった委員会にも参加しておりますので頑張っていたいているかと思いますが、共生社会実現に向けてですね、さらなる充実は必要かと思えます。そういった中で今回、要旨1ですが、生活環境に係る整備状況についてです。

これは、今回はですね、点字ブロックについて聞きたいんです。実は点字ブロック、私も一般質問で聞いたことがございます。大体の状況も分かっておりますが、先日、町のほうにこうやって向かって歩いておりましたら、役場の前ですね、国道の歩道のところが整備されてました。県整備でやっていただいているかと思うんですけど、そうしたところ、点字ブロックをこう大事に積み上げて、こう並べてくれてたんですね。それはいいことだなと思って。町役場から正門町のほうに向かっていくと道路が狭いので、あそこだけないんですね。ないところもあるんです。

そういうのがあるので、「どうかならないかな。」といつもちょっと思いながら町の中を見てるわけですけど、点字ブロックの県や町の整備計画はどのようになっていますか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

それではお答えいたします。

県における点字ブロックの整備計画としましては、福岡県福祉のまちづくり条例に整備基準を示しております。その整備基準とは、公共交通機関の旅客施設等と視覚障害者の利用の多い施設

等を結ぶ歩道等に、必要に応じて点字ブロックを設置することとしております。

次に、町における点字ブロックの整備計画としまして具体的に整備予定箇所を示した計画はございませんが、芦屋町障害者計画において、障害者の方が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るためのバリアフリー化の推進として、計画的に道路のバリアフリー化を進めるとともに県道等の整備についても県に働きかけを行いますというふうにしております。これに基づきまして、町内の公共施設や道路工事の際には必要に応じて点字ブロックを設置しております。また、県が所管の道路工事等であれば県と協議の上、必要に応じて設置するというようにしております。

近年では、先ほど松岡議員からありましたように、役場前の道路、それと役場の駐車場内など、それと芦屋中央病院下の交差点、それと町民会館前などは工事に合わせて点字ブロックを設置しているところでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、答弁がございましたように、具体的に整備箇所を示した計画は町としては持つておられないということであります。私はここではちょっと残念だなと思うんですけど、私は障害者の皆様の目から見ますとですね、やはり町としては整備目標を持つていただきたいと私は思うんですね。

これはどういうことかという基準が今、御説明がありました。県としても、どうだろう、この国から示されている基準もでございます。大きな町はそういった目標なりが定めやすく、そういった施設の中心からどのぐらいっていう形で示しやすいんですけど、芦屋町はそういった観点からすると、ちっちゃな町コンパクトな町なので、そういった目標は定められるかという私はちょっと難しいかなと思うんですが、行政としてどうですかね。そういったエリアをやっぱ示してから、目標を持つて今回はここまで来て、今どこの辺りがまだ整備が至ってないかという把握をしていただくようなことが必要じゃないかと。

先ほどありましたように障害者の皆様のそういった暮らしやすい生活、安心な生活を保障する点からすると、そういったことをしっかり担保してあげる必要があるんじゃないかと。町としてはそういった義務づけがあんまりないんですけど、どうでしょうか。このエリアだけは行政としては目標を持つて整備していこうじゃないかという、そういった整備構想があつてしかるべきだと思うんですけど、この点はいかがですか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

今、松岡議員からお話もありましたとおり、国の整備方針として基本構想などバリアフリー法というものがございまして、その中で高齢者の障害者が日常生活において利用する旅客施設、公官庁施設、福祉施設の相互間の移動が通常徒歩で行われる地区などは重点整備地区というふうに定めて、移動の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に係る基本構想を作成するよう努めなさいというふうに、確かにそのように明示されております。

今、松岡議員からも言われたとおり小さい町ということもございまして、現時点では、公官庁施設、福祉施設を重点整備地区としてゾーン分けできているものは確かにございませんので、基本構想の策定までには至っておりません。でも松岡議員が言われるとおり、町の将来的な基本方針を示すものとして、基本構想とまではいきませんが具体的な整備箇所、こちらのほうを示して今後検討していくということは、今後の検討課題というふうに考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、答弁がありましたように、やはり町としてもですね、国とか県の基準には満たないところがあるかと思うんですけど、先ほど申しましたように、やはり行政側としてですね、そういった障害者の方に対してですね、暮らしやすい安全な町を提供していただければよろしいかと思えます。これは町長のほうからもそういった施政方針、マニフェストもございまして、しっかりと取り組んでいただければと思えます。

要旨2に移ります。次は生活支援の充実についてであります。

ここでちょっとお願いしたいのは障害者ですね、免許取得助成についてであります。

多くの自治体はそういった免許助成をやっているというふうに聞いております。そこで周辺の自治体の助成状況、町の助成状況はあるのかどうか、その点お願いします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

障害者の免許取得に係る補助としまして現在、芦屋町の状況を申しますと、芦屋町では実施しておりませんが、障害福祉サービスの補助制度としましては障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村が実施する地域生活支援事業における1つの補助メニューにはなっております。ただし、この地域生活支援事業には必ず実施しなければならない必須事業というものと、地域の実情に合わせて市町村の判断で独自に実施することができる任意事業と

いうものがあります。今この自動車運転免許証に関する補助制度、こちらのほうは任意事業のほうに当たるため芦屋町では現在実施していないという状況でございます。

今、県内の助成状況についてはということですので、県内60市町村のうち42の市町村で助成制度がございます。なお、郡内4町は当該補助制度は実施しておりません。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今の数字を皆さんどうお考えになりますでしょうか。

県内60市町村で42の市町村で助成制度がございます。これはですね、障害者総合支援法の第77条の規定によって設けられているもので、今のところ説明では「任意事業ですから。」というお話でしたけれども、42の市町村がこの助成をやっているわけですけども、この点どうかと私は思うわけですね。そういった障害者に対して手厚くやってる町としてはいかがでしょうか。まず、ニーズは把握しているかお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

ニーズということで、芦屋町のほうでこれまで障害者の方から免許取得においての問合せ等はあってませんので、具体的なニーズというもので把握しているものはございません。

しかし、県内で実施している市町村につきまして芦屋町と同規模のところに確認したところ、ほとんど申請がなく、あっても年間1件程度という回答は得ております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

当然ですね、免許取得の話ですので障害者の方を勘案すればですね、そんなに多くはないわけですよ。芦屋町に至っては人口も少ない状況でありますし、多くの方が障害をお持ちでそういった方が申請されるってことは当然考えられないわけでありましてけれども、そういった中でありましてけれどもですね、1人の人を大事にするかどうかの問題だと私は思うわけですよ。

障害者の方ですね、今度、社会へ進出して頑張りたい。もう独り立ちしたいっていうことを、巣立っていく方ですよ。町はそれをどういうふうに見守るんですか。だから42の市町村でこういうふうに補助してるわけです。同じように「たった1人だった。」、たった1人じゃないんです。「1人の方が。」ですよ。そういう姿勢が私は要るかと思うわけです。

任意事業でありますけども、そういうことがあってもですね、1人の方に光を当てるようなですね、事業展開を私は町はやるべきであると考えますので、今後もですね、しっかりとその辺りを考えてもらいたいんですけど。補助制度の考えはどうか。お願いします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

今年度、芦屋町の障害者福祉計画に関する施策の基本となる障害者計画を策定するに当たりまして、現在アンケート調査や障害者施設事業者に対してヒアリングを行っている状況でございます。この中で、今後実施する障害者施策に対してどのようなニーズがあるのかを確認、今把握しているところでございます。

なお、障害者運転免許証の助成も含めまして、芦屋町において今後どのような施策が求められているのか最適なサービスは何なのかを念頭に、今後実施する障害福祉サービスを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

それでは3件目に入らせていただきます。3件目は子ども・子育て応援プランについてでございます。

子供をど真ん中に据えた社会の実現に向けた取組が国を挙げて始まりました。町は子ども・子育て支援事業計画を策定しまして、施策を行っているところであります。国の法律が制定されたところでもありますので、さらなる充実が求められております。今回ですね、4月1日にこども家庭庁が設置されまして、同日基本法が制定されました。そこでお伺いいたします。

法律の制定の意義・背景、それとこの法の特質についてお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

それではお答えいたします。

まず法律制定の背景としましては、これまで子供に関する施策については、国を挙げて待機児童対策や幼児教育・保育の無償化など、様々な施策に取り組まれてきたところでございます。しかしながら、残念ながら少子化の進行、それから人口減少に歯止めがかかってない状況でございます。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど子供を取り巻く状況は深刻であ

り、新型コロナウイルス感染症の影響がこのような状況に拍車をかけました。このため国は常に子供の最善の利益を第一に考え、子供に関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて強力に進めていくことが急務であるとの認識の下、こども基本法が制定されたものと認識しております。

また、この法律の意義としましては、日本で初めて子どもの権利を包括的に明記したことでございます。従来、諸法律に基づいて国の関係省庁、地方自治体において進められてきた子供に関する様々な取組を講じるに当たっての共通の基盤、つまり、子供の施策の基本理念や基本となる事項が明らかとなり、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくこととなるものと考えております。

また、この基本法の特質としましては第1に、子供の施策の基本理念として1989年に国連で採択され、日本は1994年に国会で批准した児童の権利に関する条約のいわゆる4原則に相当する内容を含む全6項目の基本理念を規定していること。第2に、こども施策を策定、実施、評価するに当たり、施策の対象となる子供や子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させることを規定していること。最後に、こども基本法と児童の権利に関する条約の内容や考えを、子供をはじめ広く国民に周知することを規定していること。こういった点に特質があるものと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今の答弁にございましたように背景等を含めてですね、意義等も説明していただきましたけど、基本理念のところ、やはり今までも権利条約の中でもうたわれておりました内容は基本法に盛り込まれたという点が大きな特質、特徴じゃないかと思うんですね。我が町も施策をいろいろ巡らして計画の中にもその文言は、入るのは入っております。しかしながら、今回の基本法の基本理念の第3項にこうあります。「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。」これも施策の中には書いてあるんですけども、ちょっとその辺りはどうかなと思うわけですけども、特筆して大きな点はこれが中心かなと私は思うわけです。子供たちが表明権を表すことができ、それを町の行政等に生かしてもらうように参画すると、そういった内容だと思います。

それではですね、要旨2に移りますが、町の課題と対応についてですけども、先ほどから申していますように、町はしっかりと計画を策定して取り組んで子ども・子育て支援に取り組んでおります。そういった環境にありますけども、子供たちを取り巻く環境はどのように変わってるの

か、それについてまずお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

それではお答えいたします。

いじめや不登校、貧困、児童虐待、孤立などといった課題を抱えたまま、子供たちは助けを求められない、環境を変えることを諦めてしまう、自分が置かれている状況の異常さに気づけていないなど、全国的に子供たちを取り巻く環境は深刻さを増しているものと認識しております。

幸いにも、当町におきましては急増しているような状況にはありませんが、把握できていない実態もあろうかと思いますので、引き続きですね、子供たちを取り巻く環境に注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

芦屋町はですね、比較的そういう面からすると全国的にはですね、悪化傾向にあるのはもう皆さん報告されているところだと思うんで、虐待も自殺も増えていると、そういった子供たちの貧困、それからヤングケアラーの問題、子供たちを取り巻く環境は1つも改善されてない。ただし、芦屋町については不登校の話も先般の一般質問でもございましたように全くないわけじゃなくて、ある程度問題もあるかなと。取り組まくちゃならない問題も課題もたくさんあるということであります。

先ほどから申していますように、子供の支援事業計画はしっかりと取り組まれて計画的には推進されているということでもありますけども、今の全国的な状況、深刻な状況を踏まえて、町のこの計画ですけど、成果と効果はどの程度なのか、どのように認識しているのかまずお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

現在、芦屋町におきましては、令和2年3月に策定した芦屋町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども・子育てに関する施策を総合的・一体的に推進しているところでございます。

支援事業計画では、基本理念としまして「子ども一人ひとりが輝き 親も地域も子育てするま

ち～芦屋の子どもは、芦屋で育てる～」を掲げまして、1. 子どもと親の健やかな育ちを支える。2. 子どもと親が安心して生活できる。3. 子どもの権利を守り自立を支える。4. 子どもと親がともに学び育つ。5. 地域全体が子育てを支え見守る。という5つの基本目標の下、子ども・子育てに関する施策を展開しております。具体的には子供と親の健康づくり、地域の多様な子育て支援サービスの充実、子育て家庭への経済的な支援、子供の貧困対策の推進等を実施しております。

また、支援事業計画の効果でございますが、令和5年3月発行の芦屋町コミュニティ活動状況調査結果報告書におきまして、児童福祉、子育て支援の充実、健康づくり事業の充実等の項目の満足度は、前回調査の令和元年度と比較しまして高くなっております。この結果がですね、全て支援事業計画の効果であるということではできませんが、支援事業計画に基づく施策の展開がこの結果の一翼を担ったものと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

町が推進します計画に基づく施策で一定の効果があるというふうに今、答弁であったとおりでというふうに私も思います。

そういった中でありますけれども、今ありました施策の中の基本方針の3項ですね、3. 子どもの権利を守り自立を支える、そういったこともしっかり取り組んでおりますということでありましたけれども、先ほど基本法の基本理念のところでも申しましたように、子供の表明権、権利を守る、そういった施策に対する参画、そういう点を考えますと、まだこの計画に盛り込まれてる内容も一部やっぱり見直しとか、今回の基本法に基づいて新たな取組を強化していかなければならないことも多々あるんじゃないかなというふうに考えるわけです。

要旨3に移りますが、これも私も子どもの権利条約の点を一般質問させていただいたときに、子どもの権利条例をつくってはどうかということを提案させていただきました。その件も含めまして、これはですね、子供たちのこういった育成についてですね、施策の法的根拠となるのはやっぱりそういった町ですね、条例じゃないかと思うわけですね。やっぱりそういった位置づけからすると条例があったほうがいいんじゃないかと思うわけですけど。

それでまだまだですね、他の自治体でも十分に広がってるわけじゃありませんし、今回の基本法の設置に伴ってその動きがどうかという点も当然考えられるわけですけど、今、全国的に見てこの条例の制定状況はどのようになっているか、まずお伺いしたいと思います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

まず、松岡議員御質問の子どもの基本権利条例、いわゆる子どもの権利に関する総合的な条例につきましては、国や県です、調査等がちょっと行われておらず、また名称につきましても、子どもの権利条例、こども基本条例、こども条例など様々ございまして、制定数等は正確に把握できていないといったところでございます。

このため、私が調べた範囲ではありますが、一般財団法人地方自治研究機構のホームページによりますと、令和4年10月現在で全国です、62自治体、福岡県内においては60市町村中9市町が制定しているといったような状況でございます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

数的にはちょっと少ないかなと思われるわけですが、私が一般質問したときにも答弁をいただいて、そのときの答弁はですね、「基本法ができるということが大前提じゃないか。」という御答弁でありました。

今回4月1日に基本法ができ、まだできたばかりでありますので、そういう点からするとどうか。あまり拙速にですね、条例制定ということも言えないかなと思うんですけど、一般質問の答弁の中で、「国の動向を注視して、今後検討していきますよ。」という話だったんですね。そういうことで今回いい機会になって、こども家庭庁もできて社会のど真ん中に子ども・子育て支援を置こうじゃないかという動きですよ。日本の国が今後どのように進むのか、そういった子供たちがどのように育ってくれるか、国の将来を担ってくれるかどうかによって、我が国もどうなるか、芦屋町がどうなるかっていうのも決定づけられるわけですが、そういうことで制定をしたらどうかということ言ってるわけですが。

今日、資料を配らせていただいております。これですね、ユニセフの子どもにやさしいまちの構成要素なんです。

10項目設けられておるんですけど、実はですね、10項目の10番目はあんまりちょっと、子供が取っつきにくいところなんです、1、2、3、4、5、6、7、8とありまして、実は芦屋町のこの施策ですね、子ども・子育て支援計画は実際にやってまして、ここに書いてある3、4、5、6ですね。子どもの権利を保障する施策も一応やってるんですね。子どもの権利部門または調整機構もありますし子どもへの影響評価、こういったところも子供に関する予算もつけて

もらってます。ところが、一部欠けてるところがあるんですよね。それが1、2、7、8、9と、こういったところなんです。これが今回の新法で、基本法で設けられたところの強化してほしいという観点でありますし、権利条約で言われてる基本的な重要なところでもあります。

先ほどから何回も言ってるんですけど、芦屋町も全く子どもの権利については放置してるわけじゃないです。ただ、今回の基本法の中核となるところがそこにあります。「今後、そういった取組が必要じゃないですか。」ってことを私は言いたいんですよね。いい例を挙げますと、町の育成会議もございますし、子ども・子育て支援会議もあります。そういった中で、子供たちの意見がそこにどのくらい盛り込まれているのか、子供たちが参画しているのか、子供たちの意見は拾われてるのかどうかの問題なんです。そういうことが今後の芦屋町にとっての課題ではないかということで、このユニセフが挙げてるこどもにやさしいまちはどういったものかっていう構成要素をここに出させてもらってるんです。これがそろえばですね、子供たちの健やかな成長が期待できるんじゃないかということで提示させていただきました。今後の方針の中で少しずつでもですね、前向きに取り組んでいくことができればいいなと思うわけでありまして。

そういったことで、この時点でちょっとお伺いするのもどうかなと思うんですけど、子どもの権利条例の制度の考えについては、方向性としてはどうなのか、これは執行部側の担当課のほうに聞きたいと思います。お願いします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

先ほど松岡議員からもありましたとおり、これまでですね、芦屋町としまして子どもの権利に関する総合的な条例について、一般質問でお答えをさせていただいてるところであります。

その中で子ども・子育て支援事業計画を策定してですね、配慮が必要な子供と家庭への対策を講じており、子どもの権利を踏まえた具体的な計画を策定し進めているため、条例制定については特に考えていないとか、またですね、まず国が基本法の整備を行い、それに基づき自治体が条例制定を行うことが事業を広域的かつ円滑に進めていく上で最良の手段であると考えています。ですので、今後は国の動向に注視して条例制定等について検討していきたいといった答弁をさせていただいているところでございます。

先ほどからですね、説明をさせていただいておりますが、令和5年4月1日からこども基本法が施行されるとともに全国的にもですね、先ほどの子どもの権利に関する総合的な条例を制定する自治体が徐々に増えてきている状況でございます。しかしながら、こども基本法は施行されたばかりでございます。今後、こども基本法に基づきまして、政府全体のこども施策の基本的な方

針等を定めるこども大綱が制定されることとされております。このこども大綱はですね、従来の少子化社会対策大綱、それから子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を1つに束ね一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込み、閣議決定される予定でございます。この始まったばかりの状況でございますので、国や県、他市町村の動向等に注視して条例制定の必要性等も含め、引き続き調査研究をさせていただきたいと考えております。

なお、子どもの権利に関しましては先ほど松岡議員ありましたとおり支援事業計画に盛り込まれておりますので、当面はですね、その中でしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

政府が示す大綱、今後、県がつくる大綱、芦屋町についてはですね、努力義務でその大綱ができた後、作成することができるという法律になります。

そういうことでありますけども地方自治法からしましてですね、この条例制定についてもうつくってる自治体も、少ないでありますけども徐々に増えつつある。それは何でかというのと、やはりこういった地方自治について町もですね、国と同等の資格が今、法の改正によってなってるわけですね。だから、あくまでも追随するっていうのはもう基本的に、しなければならないことは当然あります。上級法に基づいて、芦屋町としてそういった施策、条例を制定するっていうのがあるんですが、こういった権利とか皆さんの生活に直結するような内容についてはですね、もう地方自治の、町としてですね、どんどんいいものは取り入れるように考えるべきでありますし、大綱を待ってやるとかいったことはですね、飛ばしてやらないけんと思っております。だから町としての権限があるんで、町長からですね、検討してもらいまして、前向きにと思います。

それでは要旨4に移りますけど、そういうことで、子ども・子育て支援の施策の方向性、主要なポイントはどのようになりますか、今後。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

先ほど説明させていただきましたが、芦屋町子ども・子育て支援事業計画の5つの基本目標の実現に向け、様々な取組を実施しているところでございます。

今現在行っている主要な取組としましては、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図るため、子供に係る医療費の負担軽減、学校給食費の半額補助などを行っております。また、全ての子供と

その家庭及び妊産婦等の支援のために、令和4年4月に子ども家庭総合支援拠点を健康・こども課内に設置しまして、専門的な知識を有する職員による相談体制を構築いたしております。さらに子供の居場所を兼ねた学習支援の場の提供や、子供の貧困対策を推進するためこども食堂を支援するための補助金の交付等を行っております。

なお、令和4年6月に制定しました改正児童福祉法を受けまして現在、健康・こども課に設置しております子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを統合し、全ての妊産婦、子育て世帯、子供の包括的な相談支援体制等を行うこども家庭センターを、令和6年4月1日までに設置できるように検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

施策の方向性を求めて決めていく上ですね、先ほどから申しておりますが、子供の参画や子供の意見を聴取していくことは重要と考えますけど、この点はいかがですか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 本郷 宣昭君

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、こども基本法第11条に子供の施策に対する子供等の意見の反映が規定されており、国や地方自治体は、子供の施策を策定、実施、評価するに当たって、子供や子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講じることとされました。芦屋町におきましては、年齢制限なく提出できますパブリックコメントや第5次芦屋町総合振興計画後期基本計画の策定に際しまして、中学生を対象としたアンケートなど子供の意見を反映させる措置を講じているわけではございますが、十分かというところではない部分はあるかと思っております。子供等の意見を反映させる措置につきましては、子供等にとってですね、身近なSNSを活用するなど様々な手法を検討していく必要があると考えております。

また、芦屋町子ども・子育て支援計画には、子供等からの意見聴取につきまして具体的な記載がない状況がございます。本計画がですね、令和6年度までの計画となっておりますので、計画の見直しに当たりましては子供等の意見の反映を盛り込んでいくことも必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

また、施策が6年度までになってますので、新たな計画が作成されるところでありますので、しっかりと盛り込んでもらいたいと思います。

最後にですね、町長に所信についてお伺いします。

マニフェストでもございましたし、それから施政方針にも子ども・子育て支援について言及されてます。町長は「しっかりと取組を。」ということをおっしゃるので、この条例制定も含めて所信をお伺いいたします。町長お願いします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

町長にということでございますので、私が答弁をさせていただきます。

先ほど議員からもありましたとおり、令和5年4月1日にこども家庭庁が設置されました。同日にこども基本法が施行されたわけでございます。子ども・子育て政策につきましては国も第一歩を踏み出したばかりの状況であります。今後さらに大きく動き出すものと考えております。

議員御提案の子どもの権利条例の制定につきましては、条例を制定することで施策を確実に実施する根拠となること、施策の継続性の担保となること等、町独自の条例を制定する意義はあろうかと思えます。しかしながら、実効性のある真に意義ある条例を制定しなければいけないと考えるわけでございます。こども基本法が施行されたわけでございますが、芦屋町としましてはまず、子どもの権利、子ども・子育て支援の方向性等いま一度しっかり見定める時期であると考えております。このため、子どもの権利条例の制定も含め、調査研究のお時間をいただきたいと考えております。

なお、町の子ども・子育て支援につきましては議会初日の施政方針で説明させていただきましたが、私が掲げさせていただきましたマニフェスト、芦屋まちづくり戦略に子ども・子育て支援アップ戦略がございます。1つ1つの説明は省略させていただきますが、選挙を通じて住民の皆さんと交わした約束でございますので、町の実施計画に計上し、推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。御理解をいただきたいと思えます。

議員 7番 松岡 泉君

終わります。ありがとうございました。

○議長 内海 猛年君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

ここで換気のため、しばらく休憩いたします。なお、11時15分から再開します。

午前11時02分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長 内海 猛年君

再開します。

次に5番、萩原議員の一般質問を許します。萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

5番、萩原でございます。通告に従いまして質問してまいります。

件名1、中央グラウンドの整備について。

今年の4月中旬頃に「芦屋町総合運動公園中央グラウンドのバックネット前に水たまりができて、なかなか水が引かないので困っている。」と、グラウンドを利用されている町民の方から相談を受けました。すぐに担当課に相談したところ土砂を入れるなどの対応が行われたのですが、逆に水たまりの箇所は広がり、グラウンドの状態はさらに悪くなっております。雨の降り方によっては3～4日、長いときでは4～5日も水が引かない状態となっております。

中央グラウンドは本町の体育・スポーツ振興を図るとともに、町民の健康増進の向上に寄与するために設置されています。しかしながら、平成3年4月完成以来、大規模な改修は行われておらず、水はけの悪さやグラウンド内のあちこちに凸凹が見受けられる状態となっております。これでは安心安全に利用できる状態とは言い難いと思います。そこで、次の点についてお伺いいたします。

要旨1、中央グラウンドの利用及び管理状況についてお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それではまず、総合運動公園中央グラウンドの利用状況についてお答えいたします。

現在、10の団体が年間登録を行い、月曜から土曜日に練習などのため利用されています。内訳は、9つのグラウンドゴルフの利用団体がそれぞれ週に1日～2日、1時間半～2時間程度午前中に、また少年サッカーの利用団体が1団体、週に4日3時間程度、夕方から夜にかけて利用されています。年間登録利用以外では、主に日曜日を中心にサッカーの試合など大会利用も多い状況です。新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない平成30年度には、年間で約3万人、昨年度令和4年度はコロナ禍ではありましたが、約2万1,000人の方々に様々な形で中央グラウンドを利用していただきました。

次に管理状況ですが、軽微な補修など日々の管理は総合運動公園勤務職員を中心に行っております。メンテナンス作業が大がかりになれば、運動公園勤務職員だけではなく本庁に勤務する担当職員たちも一緒に作業に当たります。また利用者の皆様にも、グラウンドを使用した際は、状態に応じて整地を行うなどの作業をお願いしているところです。専門業者による定期的なグラウンド整備は実施しておりませんが、職員で対応が難しいものは必要に応じて応急処置や保全対策を行い、都市整備課や専門業者への相談・確認依頼を実施、程度により時期を定め業者による補修を実施しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

ただいま管理状況もお伺いしましたし、また多くの方が御利用してるのはよく分かりました。

要旨2、中央グラウンドのバックネット前に今回水たまりができておりますが、その原因と今後の改善策についてお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

中央グラウンドは雨が一時的に強く降ったり何日も降り続いたりした際でも、今までならすぐに水が引き、さらに土を入れれば安定をしていたのですが、今年4月中旬頃から、雨が降ると中央グラウンドのバックネット前に御指摘のように水が集中的にたまり、なかなか水が引かない状況が頻繁に発生しております。雨の降り方にもよるとは思うのですが、職員が土を入れて整備してもなかなか改善せず、乾き切らない状態で使用してさらにグラウンドが荒れるという悪循環に陥っている状況です。このため現在、状態の悪いエリアについてコーンバーで囲み利用禁止としており、グラウンド利用者の皆様には大変御不便をおかけしている状況です。

職員の対応ではこれ以上は難しいと現在判断しておりまして、この周辺の自治体でグラウンド管理を行っている専門業者に状況を見てもらったところ、風雨による経年劣化でグラウンドの起伏が悪化し、バックネット前が広範囲にわたり全体的に低くなっていて雨水が集中的にたまる状態になっていることが考えられるということです。これを踏まえて現在、部分補修について、どのような形でできるかという改善策を現在検討しているところです。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

先ほど、日曜日のサッカーの試合だったりとか、先日も練習試合があってました。で、今度7月にグラウンドゴルフの大会もあります。皆さん、安心してプレーができるようにと願っておりますので、早急にですね、対応のほうお願いしたいと思います。

要旨3、中央グラウンドは平成3年4月完成以来、大規模な改修が行われておりません。水はけの悪さやグラウンド内のあちこちに凸凹が見受けられる状態となっております。先ほども経年劣化の話もありました。

今後は全体の改修も必要になってくるのではないかと思います、町の見解をお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

御指摘のとおり、平成3年4月のグラウンドの供用開始から現在で30年以上が経過している中央グラウンドは、グラウンド周辺にあります側溝の改修、そしてフェンスの改修などは実施してきましたがグラウンド面自体、地面自体の大規模な改修は行っていないといった状況です。今回の、バックネット前に広範囲の水たまりが発生した要因とも考えられている長年の風雨によるグラウンド表面の劣化による起伏の変化は否めず、仮に部分的に補修しても、また別の箇所と同様の状況が発生するのではないかというふうに見込まれております。

一方で今年度ですが、ここ数年、中央グラウンドののり面のほうに穴が空いて、水があふれ出るのを確認しております。と同時にグラウンド上の、実はひび割れも少し見受けられるということで、のり面の崩壊の可能性が否定できないということから、グラウンドやのり面の状態を把握するために総合運動公園中央グラウンド地質調査委託を当初予算計上させていただいております。これを実施することとしております。現在、準備を進めております。これらの状況、調査結果を総合して、中央グラウンドの維持管理及び改修について今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

グラウンド改修で、芦屋中学校のほうもグラウンド改修していただいて「とっても使いやすくなった。」っていうお声をいただいております。ただ、費用もかかりますし、すぐできるってことありませんが、今回も担当課の方々、職員さんが汗流して整地していただいたり草を刈って

ただいたり、よくしていただいているのは重々分かっております。皆さんが安心して中央グラウンドを利用できるようにですね、毎日のように高齢者の方々がグラウンドゴルフをされ、子供たちも夕方遅くまでサッカー練習に励んでおります。ぜひとも、町民の健康増進向上に寄与する場所となるよう、早急に対策のほうを講じていただきますよう申し上げます。

では、件名2に入ります。ごみステーションのカラス対策について御質問してまいります。

ごみ出しの日になると、ごみステーションがカラスに荒らされているのをよく見かけることがございます。多くのごみステーションでは様々な工夫をされていますが、カラスはネットのちょっとした隙間から入り込んだり、ネットや鉄製のごみ箱でも網目が大きければごみを引っ張り出したりするなど、カラス対策に苦慮されております。ごみステーションの場所によっては毎回のよう荒らされており、町の環境美化の観点からもカラス対策は重要と考えます。そこで次の点についてお伺いいたします。

要旨1、町はごみステーションのカラス対策をどのように行っているのか、お尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

それでは、お答えいたします。

まず、カラスに荒らされたごみステーションの近隣の方には、ごみの回収、清掃など大変御迷惑をおかけしているところがございます。特に幹線道路沿いは、通るついでにごみを出したり、曜日を守っていないなど苦情が寄せられております。町では、ごみの出し方やマナーなど啓発に努めておりますが、なかなか対策には結びついていないのが現状です。

一方で、ごみステーションは自治区での設置場所の確保や維持管理をお願いしているところがございますので、区長会を通じ芦屋町自治区活性化事業交付金を活用していただきまして、ごみネットやボックス型の購入、ごみ出しのルールに関する啓発看板の作成など支援に努めております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

確認させていただきます。町民の方からもカラスの被害の御相談が入っていると。で、担当課も、カラスの被害があっていることを現認してるということよろしいですか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

先ほども答弁させていただきましたように、特に幹線道路沿いのごみステーションでは、ごみを置いた後のネットの覆い方が悪かったり、また、外にごみ袋が置いてあるためカラスが破り、中身が散乱しているとの苦情が出ております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

もう1回確認いたします。

町のカラス対策については自治区活性化事業交付金を自治区のほうに交付し、そして自治区のほうで、ごみのネットや看板等の購入費用に充てていただいているということで、これがカラス対策でよろしいですか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

はい、そのとおりでございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

要旨2、新たなカラス対策について質問してまいります。

町や自治区でカラス対策を行っている、今そういうお話がありました。それでも被害があり、町民の方は困っているという御相談も入っております。

実は私も、何度もカラスの被害に悩まされた1人でございます。私の利用しているごみステーションは木枠にネットをかける形のごみステーションなのですが、1年前の今頃、何度もカラスの被害に遭いました。カラスの繁殖期間は3月～6月で、ちょうど今頃カラスの被害が多くなるそうです。いろいろと工夫しましたがなかなかうまくいかず、ごみ収集の業者の方にアドバイスを受け、横からカラスがごみを引っ張り出さないように周囲にベニヤ板を張り、入り口の隙間からカラスが入らないようにネットの重なる部分を広くしてみたところ、この1年、全くカラスの被害はございません。つまり、適切なカラス対策を行えばカラスの被害は防げるということです。

しかしながらカラス対策の工夫が必要で、区や組に手先が器用な方がいないとなかなか難しいのが現状で、また、ごみステーションの設置場所やごみ袋の数などによって変わってくるため、本当に簡単に、「ここがこれだから、ここもこれでうまくいくよ。」ということでは本当はないん

です。私もずっと最近ごみステーションの様子を見てまいりますが、いろんな区がいろんな形で工夫されてるのを見てるんですが、なかなか改善に至ってないところもあるところがございます。先ほど言われましたように、道路に面したところでは通りがかりの人が捨てていってということもありまして、本当にごみが散乱しているのを見るのも皆さん本当に気持ちがよくないことで、朝からなんで、本当に気分が悪いことではないかなと思います。

そこで、芦屋町環境美化条例でも定めてありますが、町の役割、環境美化の促進を自主的に行う団体の育成や支援、そして町民や事業者の環境美化の意識の啓発、これが町の役割となっております。なかなか管理が難しいごみステーションの問題に対しても、町もカラス対策の調査研究を行い、有効な対策の情報共有など自治区と協力しながら町の環境美化を進めていく必要があるのではないかと思います、町の見解についてお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

それではお答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたように、どうしても道路沿いや人通りの有無など、ごみステーションの設置場所によっては近隣の方々に御迷惑をおかけしていることは承知しているところでございます。町といたしましては、引き続き生ごみの減量化、ごみの出し方やマナーの徹底など啓発に努めますとともに、その他の対策についての情報提供や他市町村での効果のある管理方法について調査研究を行い、アドバイスができればと考えております。特に、いつも被害が出ているごみステーションにおきましては地元区長さんとの情報共有を行いながら、問題解決に向けて取り組んでいきます。

今後とも自治区の皆様と協力しながら、ごみの飛散による被害の軽減に努めてまいりたいと思いますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

区長さんはお仕事をされている区長さんもいらっしゃって、朝からごみステーションを見て回るというのがなかなか大変でございます。そこそこによって工夫も必要ですので、ぜひ町のほうでもですね、調査研究していただいて情報提供していき、町のごみステーションの管理がもっと進んでいけばと思います。

あともう1点、御提案がございます。町が、今お話ありました自治区活性化事業交付金について

てなんですけども、自治区に対して財政支援をしていると昨日の施政方針でもお話がありました。この交付金というのは基本額及び区に加入している世帯数で積算されて、各自治区に配布される仕組みになっております。つまり、自治区に加入していない世帯分の交付はございません。

しかし、自治区に加入していない町民の方も当然ごみは捨てられます。要望すれば区長会からネットを支給してもらえるようですが、鉄製のボックスなどどうしてもネットではカバーしきれないところもございます。しかしながら、その点については自治区で購入しなければいけません。特に世帯数の少ない自治区などの負担は大きく、ごみ捨てに必要な備品購入を自治区が全て負担するのは不公平ではないかなと考えております。

そこで御提案です。どうしてもネットで対応できないごみステーションについては、カラス対策補助として町がごみ箱の購入費用の一部を負担する、そういったお考えはないのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

それではお答えいたします。

ごみステーションを利用するに当たっては遠賀・中間地域広域行政事務組合の条例により、「集積場を利用する者は、協力して事業所及びその周辺を清潔にするよう努めなければならない。」と定められております。芦屋町といたしましても、ごみ出しのマナーを守っていただくことが大前提であります。利用者や近隣の方の同意を得ながら創意工夫により維持管理をしていただきたいと思いますと思っております。

また費用負担の検討でございましたが、先ほど答弁いたしましたように、区長会を通じて芦屋町自治区活性化事業交付金の活用をしていただきたいと思いますと思っております。今後、個別のごみステーションにおける御要望があった場合には、行政といたしましては公平公正の観点から、区長会や芦屋町環境美化推進委員会の中で議論できればと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今、環境美化推進委員会のほうでですね、検討するっていうことなんですけど、この自治区活性化事業交付金の交付は2010年4月1日から施行なんです。これ町長がたしか、調べましたところ1期目の当選されたところで施行になってるんじゃないかなと思います。なので、思い入れのあるものでもあるんじゃないかなと。

当時から交付額が年額700万円を限度とし、対象となる自治区は現在も30区となっております。交付対象となる事業はいろいろとあり、何にお金を使うかはその自治区が決めることですが、この間、増税や最近の物価高騰、そしてコロナが明けてイベント参加し、何をするにもお金がかかってまいります。その一方で、交付年額は13年間据え置かれております。加入世帯は低下しているものの、世帯数の少ない自治区などはなかなか高額なごみ箱を購入できない事情もあるのではないかと推察いたします。町長の施政方針でも自治区活動の重要性について述べられていましたが、このごみやカラスの問題は自治区だけの問題でいいのでしょうか。私は町の環境美化の問題として、町が一部でも費用を負担すべきだと思います。

しかしながら今、追加の財政支援を行い、今あるものでということと言われてますが、町長としてはですね、どのような見解があるのかお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

今、萩原議員のほうから、るる説明があったわけですが、これはもう昔からですよ、このごみ出しのいろんな問題というのは。ある場所ではトラブルが起こったり、隣同士のトラブルとかですね、いろいろあったわけですが。

1つ1つ片づけていかなくちゃいけないんですが、やっぱりこれ人と人との問題ですので、やはり行政のほうも今お話がありましたように、やはり誰を通すかという、やっぱり区長さんの力をお借りするしかないわけですが、区長会でよく十分御理解をいただいて、それから、区にはやはり組があるはずですので、1組とか2組とかですね、その辺の人たちがそのこのステーションの管理というかそれをされておるとしますので、芦屋町がですね、カラスがごみを散乱しとるとかいうようなみっともないことは、やはり芦屋町的美観を損ないますので、その辺いま一度根本的にですね、よく執行部のほうで、行政のほうでどうすればいいかというのは、またさらに研究してみたいと思いますので、その辺ちょっと時間かかるか分かりませんが、御理解いただきたいと思います。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

ぜひとも、芦屋町の環境美化推進のために取り組んでいただきたいと思います。

件名3、野良猫対策についてお尋ねしてまいります。

私は令和3年12月議会で飼い主のいない猫について質問してまいりました。その後、令和4年2月から試験的に飼い主のいない猫に関する取組としてTNR活動を開始し、今年の4月には

飼い主のいない猫に関することが芦屋町環境美化推進委員会の所掌事務に追加されました。今回はその取組や今後の方向性についてお尋ねしていきたいと思ひます。

要旨1、町は令和4年2月からTNR活動を開始していますが、その後の取組状況についてお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

それではお答えいたします。

猫は「動物の愛護及び管理に関する法律」により愛護動物と定められており、みだりに捕獲し、駆除することはできないことになっております。芦屋町では町内で活動していただいているボランティアの方々の御協力により、TNR活動の取組を始めております。

改めて御説明させていただきますが、TNR活動とは、Tが「トラップ」で捕まえる、Nが「ニューター」で不妊手術、アールが「リターン」で元の場所に戻すという意味でございます。令和4年2月からは公益財団法人どうぶつ基金が実施しておりますさくらねこ事業へ参加し、行政枠を活用した不妊手術を進めております。また、令和4年第3回定例会におきまして、芦屋町環境美化推進委員会設置条例が制定され、所掌事務に新たに飼い主のいない猫の対策に関することが追加されました。

町内では、飼い主のいない猫を保護していただきTNR活動に御参加いただいているボランティアの方がいらっしゃいます。また、TNR活動を進めるには地域の方々の御理解も必要です。少しずつではございますが、町と、ボランティアの方や地域の方とTNR活動を含めた飼い主のいない猫について情報共有を行っているところです。

また、自宅敷地内でのふん被害を防止するため、猫よけ器の貸出しや忌避剤の参考例を記載した資料を配布いたしておりますので、御参考にしていただければと思ひます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

この期間の活動状況をお伺いしましたところで、さくらねこの今お話が出たんですけども、さくらねこ、町のどうぶつ基金に町が登録をされていると思ひます。TNR活動を行っているどうぶつ基金に対して、何らかの費用負担は発生しているのかお尋ねします。

また、今回どうぶつ基金で何頭の避妊去勢手術を行ったのかも併せてお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

それでは、どうぶつ基金への費用負担について答弁いたします。

手術費用等におきましては行政枠を活用させていただいておりますので、どうぶつ基金から全額費用負担していただいております。

どうぶつ基金での不妊手術の頭数でございますが、芦屋町では令和3年度が10匹、4年度が37匹、5年の5月時点で10匹の計57匹となっております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

要旨2、今後の飼い主のいない猫に対してどのような対策をお考えなのか、その方向性についてお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

それではお答えいたします。

芦屋町といたしましては引き続きTNR活動を進めてまいりますとともに、TNR活動後に管理・御世話をさせていただくボランティアの方を増やす取組も併せて進めていきたいと考えております。具体的には、地域の方々の御理解をいただきながら、餌やりの時間や場所、ふんの清掃をしていただくなどのルールを定めて餌やりをしていただき、猫による被害を減らしていきたいと考えております。

また、福岡県が推奨しております地域猫活動もございます。地域猫活動とは地域住民合意の下、その地域にお住まいの活動を行おうとする住民グループが主体となって、不妊手術や一定のルールに基づいた餌やり、トイレの管理などを行うことにより、猫による生活環境被害を軽減しつつ猫に一代限りの命を全うさせ、数年かけて地域から飼い主のいない猫を減らしていく環境美化のための取組です。しかしながら活動の主体が住民グループとなっており、また、活動計画の作成や地域の合意形成などハードルが高く、活動していただける方がいないのが現状です。このため町では、まずは不妊手術により、飼い主のいない猫を増やさないために地域やボランティアの方々の協力を得ながらTNR活動に取り組んでいくこととしております。

また、8月開催予定の芦屋町環境美化推進委員会の中で、今後の取組について協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今お話がありましたTNR活動後、世話する人がいないってことが課題だったんですけども、その後の餌やり、管理、ふん等についてですね、ボランティアさんにルールを定めてっていう話があったんですけども、そうすると餌やりさんっていう餌をやってらっしゃる方がいらっしゃって、そういった方に協力していただくのが1番いいんだと思うんですけども、今も不適切な餌やりがあるというふうに町民の方からもお話聞いております。

そういった餌やりさんに対して今後どのようなアプローチ、対応されて、そういった一緒にボランティアの活動をしていただけるように広げていこうと思われているのか、御見解をお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

それではお答えいたします。

「おながすいてかわいそう。」とか「かわいいから。」だとかの理由で餌を与えてらっしゃる方もいらっしゃいます。そういう方々にはTNR活動に御協力していただくとともに、TNR活動後の管理、御世話などの御協力をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

なかなか難しいところもありますが、ぜひともしっかり取り組んでいただきたいと思います。

今、ボランティアさんを増やしていくってことなんですけども、今現在行っているどうぶつ基金を活用したTNR活動というのが、行政枠っていうのが決まってる今、頭数のほうも何頭とは言われませんでした。私が聞いてるところでは大体月に5頭ぐらいが行政枠でっていう話になっております。そうするとなかなか減らないっていうことに、猫はもっと出産して増えていきますので減らないのではないかと思います。

また、先ほど地域猫についてもですね、なかなか難しいという話もありまして、これは地域猫の活動をちゃんと登録すれば県から避妊・去勢の手術の補助金が入ってくるんですけど、そういったこともないと。なので今、頼りになってるのはそういった行政枠のものだったりして、なか

なか、今取り組んでるんだけど集中的にはできないんじゃないかなと思っております。例えばですね、集中的に飼い主のいない猫を減らすためにですね、期間を定めてでも、避妊・去勢手術の費用を町が一部負担するとかですね、さらに保護猫活動をしている方々、この方も無償でされていると思います。そういった方が保護している間の費用負担などを今後検討していく必要もあるんじゃないかと思います。

猫が、前回の答弁のところで猫が多くいるところっていうのが、港湾、西浜、柏原の児童公園、堂山だったかと思います。少し減ってきてるかもしれませんが、海沿いに面しております。芦屋町は今レジャー港化も進めてきてまして、オープンになれば多くの来場者の方がお見えになると思います。先ほどのカラスの問題もそうですけども、町の環境美化はこの観光を1番にもって考えております芦屋町にとっては大事でございます。もっと野良猫対策を加速させるためにはそういったことも必要ではないかと思うのですが、それについて町の見解をお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

それではお答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、当面はTNR活動を進めながらボランティアの方を増やしていきたいと考えております。

しかしながら今後、猫の数が増えれば実際に活動されている方々の費用負担も増えることが考えられますので、TNR活動の状況を踏まえ他市町村の状況も参考にしながら、またボランティアの方々の意向もお尋ねいたしまして不妊手術補助金の交付については調査研究したいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今、調査研究と申されましたが、町は飼い主のいない猫の問題解決のためにですね、芦屋町環境美化推進委員会の所掌事務に加えたと思います。なぜ、委員会で検討されるっていうことはお考えじゃないんでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

この件も含めまして、今後開催予定されます委員会の中で協議していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

野良猫の問題はですね、まさしく人と動物の健康及び環境保全を図るワンヘルスの理念に一致するものです。やっとな、動き出した、私もこれ何年も前から担当課のほうにお話いただきまして、やっとな動き出して町も野良猫対策を前に進めていかれました。ぜひ足を止めることなく、ぜひ進めていただきたいと思います。

では要旨4、通学に関するアンケート結果と今後の対策についてお尋ねしてまいります。

私は今年の9月議会で通学かばんの重さについて質問し、町は「かばんの重さの調査、それに伴う体調の調査を行う。」と答弁されました。その後、それ以外の項目もありましたが、今年の2月1日から調査期間10日間の期間で教育委員会が学校を通し、町内の各小学校と中学校の児童生徒の保護者に対し通学に関するウェブアンケートを行ったところ、児童生徒数997人中450件の回答があり、回答率45%でございました。その結果がですね、やっとな6月7日に町のホームページで公表されました。

私は少し前に頂いていたんですけども、いろいろ申し上げたいこともあるんですが、特に今回私が着目したのが、中学生の症状の訴えが、中学生になるとですね、小学校から中学校まで「何か症状ありますか。」っていうお尋ねだったんですけど、小学校も「ない。」ってことではないんですけど、中学になるとですね、訴えが増加してるっていうことに着目しました。3学年ともに猫背などの姿勢の悪さが1番多く、次に肩こり、腰痛となっております。症状のある人の割合としては、中学1年生は、回答した中で69.1%、中学2年生は74.5%、中学3年生は61.5%となっております。

私はこのアンケートを拝見し、早急に症状改善に向けた取組が必要ではないかと担当課のほうにも申し上げましたし、考えました。ところがですね、6月7日の町のホームページに、「町内の小中学校へ確認したところ、学級担任などに症状を訴えている児童生徒はいません。保護者から学校への相談もありません。」と書かれておりました。アンケート結果はですね、今後の学校教育行政を進めるための参考資料の目的に行われたものです。担任などに相談がなくても教育委員会が調査した結果、不調を訴えている児童生徒が多くいることを重く受け止め、何らかの対策を講じるよう学校に対する助言、指導を含め早急に対策を考えるのが教育委員会の役割ではないかと私は考えます。そこでお尋ねいたします。

要旨1、症状を訴えている児童生徒に対する対策をお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

まず、今回実施したアンケートの趣旨などについて御説明いたします。

今回は児童生徒の通学などに関して実態を把握するために行い、今後の学校教育行政について検討するための参考資料とするため、本年2月に行いました。小中学校を通じて保護者へアンケート用のURLを送信し、保護者がそのURLからアンケートフォームにアクセスして回答する形で行いました。今回行ったアンケート結果は各学校の校長へ報告し、町のホームページへ掲載しています。

議員は通告書の中で、中学生では、猫背などの姿勢の悪さや肩こり、腰痛といった症状があると回答した割合は60～70%となっていると御指摘されていますが、これはアンケートの最初の質問において、小学校に入学してから現在までの間にお子様に現れた症状について複数回答で答えていただいた結果です。これまでの学校生活や家庭生活において発症した症状について質問したものであり、児童生徒が今抱えている症状について質問したものではありません。

また、個々の質問では、通学かばんとの関連性についてお尋ねをしていません。したがって、今回のアンケート結果では、中学生の6割以上が猫背などの姿勢の悪さや肩こり、腰痛といった症状があるとは言えず、通学かばんと体の不具合との因果関係は分かりません。

その点を確認させていただいた上で答弁いたします。

アンケートでは送信者のメールアドレスの収集は行っていませんので、アンケートにおいて症状があると回答した人を特定することはできません。小学校へ確認しましたが、学級担任などに症状を訴えている児童生徒はいません。保護者から学校への相談もありません。平成30年9月に文部科学省から発出された「児童生徒の携行品に係る配慮について」に基づき、各学校では毎年、児童生徒及び保護者に対して、家庭学習で使用しない学用品を学校に置いて帰ってもよいこと、いわゆる置き勉強について周知しています。今回のアンケートでは月曜日に持参する学用品が多いとも意見があり、持参すべき学用品が月曜日に集中しないよう学級担任が児童生徒や保護者に対して、いつまでにどの学用品を持参させるかを文書にてお知らせする取組をしているとの報告も受けています。

一方で今回のアンケートでは、学用品を学校に置いて帰ってもよいことについて「知らない。」と答えた保護者の割合が、学校や学年により異なっていたことも分かりました。保護者から学校へ、学用品を学校に置いて帰ることについての問合せや意見が複数寄せられているとの報告を受けています。学校では、家庭学習で使用する教科書などは家庭へ持ち帰り、家庭で使わない教材は学校へ置いてよいことを保護者へ説明しています。

このように、保護者への周知の仕方を含め文科省通知に基づいた取扱いを継続していくとともに

に、各学校において保護者への理解と協力を呼びかけていきます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今、お話聞いたところですね、この結果がホームページで公表されて、学校の保護者の方に対して何かお考え、「月曜日に集中しないようにします。」とか「置き勉のことを知らない。」とか、何らかしら不具合があっている子がゼロではないわけなんですね。その人たち、子供たち保護者に対してどうされるのかが少しお伺いしたいです。

保護者の方からですね、このホームページや公表されていることをお伝えしたらですね、アンケート結果を公表したのであれば、このまま、そのままに何かされないんじゃないかと。特にアンケートをした後に、「それ以降、特にこのことに関して何もお話がない。」と。きちんと回答をした保護者の方はですね、子供の現状をきちんと把握し、どうにか改善してほしいとの子供たちの症状がですね、さっき言われたように「必ずかばんではない。」とは言われましたけど、じゃあ「かばんじゃない。」とはなぜ言えないのか、というのもあると思います。

保護者のね、お気持ちを「アンケートに答えてるので、その気持ちを受け止める責任はあるんじゃないでしょうか。」っていうふうなお声もいただいております。その点についてどう御見解あるのか、ちょっとお尋ねできますか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

先ほどの答弁の繰り返しとなりますけども、学校では文科省から通知された「携行品に関する配慮について」に基づき、置き勉について周知をしておるところでございます。

かばんにつきましても、かばんのからい方が悪いということになれば個別に指導する、例えば腰にかばんをぶら下げるような形でベルトを長くしているということなど腰に負担がかかるので、そのところはベルトを短くして適正な位置でからうように指導するというのもしているという報告も受けています。

月曜日に多いというアンケートに関しましても、月曜日に学用品の持参品が集中しないように配慮していくということをもう学校は取組として始めているところでございます。決してアンケートの結果を放置しているということではございませんので、その点については御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

保護者の方がちゃんと説明していただいたというふうに理解されなければ、教育委員会側が伝えたとしても伝わってなければ、それは意味はあるんですか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

これは先ほども答弁いたしました、周知の仕方も含め各学校を通じて行われるものというふうに認識しておりますので、校長会等でも説明、協議、指導をしていきたいと考えております。以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

このアンケートの中にですね、通学かばん、今2年、3年生が使用してる通学かばんに対する使い勝手の悪さを指摘する意見っていうのが寄せられてるんですけど、「いろいろされます。」っていう話なんですけど、今年の4月から中学1年生の通学かばんがリニューアルしました。登校初日、1番に感じたことは生徒の姿勢がよくなったと私は感じました。保護者の方のそういう声もいただいております。

以前から中学も教育委員会も、通学かばんに使い勝手の悪さ、不具合があることは分かっていたと思います。本来なら制服のリニューアルの際に一緒に変更していれば、現在の中学2年生の子たちもですね、きちっとした姿勢で、姿勢の悪さ、もしかしたら違う、断言できないとは言われましたけどもゼロではない。その姿勢の悪さ、肩こりなどの訴えはもしかしたら軽減できたかもしれません。症状を訴える生徒の中には新しい通学かばんに買い換えたいと言ってる生徒もいるというふうに聞いてますが、特に学校から何かそういった通知があったわけでもないという話を聞いてます。中学生は成長期、大事な時期です。しかしその一方で、前のかばんを8,000円で購入し、この新しいかばん8,900円です。今、物価高騰の中でそれを簡単に買い換えるかっていったら、なかなか「どうしようかな。」っていうふうに思われるんじゃないかなとも思われます。

要旨2、中学生の姿勢の悪さ、肩こり症状、断言できないっていうふうに言われましたけども、不具合があることは事実です。もうずっと何十年もあのかばんだったっていう、今、中学生をお持ちのママたちからも聞いております。子供たちがですね、姿勢よくきちっとしたかばんて通学

することが、子供たちの成長にも大事じゃないかなと思っております。子育て世帯の支援にもなるかと思えます。

2・3年生の通学かばんの買換え意向調査と、一部費用負担の支援を行う考えはないのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

今回のアンケートで、「学校から、ランドセル及び通学かばん以外のかばんで通学してもよいと言われた場合、保護者としてどうお考えになりますか。」と質問をしています。その問いに対して、「現在使用しているかばんをそのまま使用すると思う」との回答が69.7%で最も多く、「学校などが推奨するかばんがあれば替えたい」が13.3%、「使用させたいかばんがあるので、すぐにも替えたい」が8.4%という結果でした。

中学校へ確認したところ、学校では今年度から購入できる通学かばんは新型のタイプだけとなること及び新型の通学かばんに買い換えるかどうかは各家庭で判断していただくことを、生徒を通じて周知しています。学校として、新型の通学かばんへの買換えを強制したり勧奨したりはしていません。また、この件に関して保護者などから学校へ問合せや要望は受けていません。このため買換えの意向調査を行う予定はなく、新型の通学かばんの購入希望者に限定した購入費の支援を行うことは考えていません。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

これ、9月に私質問させていただいたんですね、昨年9月。で、調査が2月です。で、まず中学生の通学かばんがああいったスタイルになって私も子供たちの姿勢を見て、とてもよくなったなっていうのを実感したところです。なので調査をしたときには、ああいったかばんになるっていうことは皆さん分かってないですし、しかもですね、調査期間10日間です。で、2月の頭ですから中学3年生の場合は試験の受験期に当たっております。

ちょっとした調査だからと思われてるかもしれませんが、例えば先日、企画政策課がした芦屋町のコミュニティー状況調査、これは大規模なものですけども2か月間で、なかなかアンケートって返ってこないんですね。そういうときはお礼のお手紙を出して、催促も兼ねたお礼の手紙を出すとか、また、何でしょうかね、10日間ってなるとなかなか「後でしょう。」と思ってもできなかったり。で、今回これ初めてのウェブ調査ですよ。で、買い換えるつもりがないって

というのは、こういったものが出てくるっていうのが分からないところであったんじゃないでしょうかね。これ、今のだとどうでしょうか。そういったことが意図的になってるんじゃないでしょうか。変わった物も見えてないのに、どうなんでしょうか、そこは。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

「意図的に。」とおっしゃる意味がよく分からないところではありますが、これにつきましては学校への保護者からの意見・要望等はないということで現時点でも報告を受けておりますし、PTAの中でも議論になったことがないというふうに伺ってます。ただし、通学かばん及び制服のリニューアルにつきましては数年前から学校内でPTAとの話合いが持たれていたということも報告として聞いておりますので、全く知らなかったということではないだろうとは考えております。

ただし、議員御指摘のように今回行いましたアンケートは初めて行ったものでございまして、やり方も含めていろいろ見直しをかけるべきところがあったかと思えます。ただ、今回いろいろ参考になる御意見もたくさんお寄せいただいております。これにつきましては全て各学校に情報として、校長を通じて報告をさせていただいておりますので、今後の学校運営の中で生かされていくものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今回ですね、担当課が昨年度は学校関係いろいろございましたので、お時間かかったのも理解はしております。いろいろ調査していただいて、私もいろんな御意見もあってたのでこれが生かされれば、やはり調査して初めて分かることもあるので、していただいてよかったなと思っております。で、置き勉のことを知らなかったっていうのが多かったのにちょっとびっくりしましたし、皆さんがやっぱり、どこが何が課題なのかをしっかりと分析していただいて、今後の学校行政に努めていただきたいと思います。

あと子供たちの体調等がですね、また今後どうなるのか、姿勢の悪さ、腰痛等がですね、肩こりが、かばんだけではないかもしれませんが不具合があるっていう声もあることは事実ですので、背負い方とかも指導していかれるということなので、その辺は私も様子を見ていきたいと思しますので今後ともどうぞよろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で萩原議員の一般質問を終わりました。

しばらく休憩いたします。なお、13時15分から再開します。

午後0時10分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長 内海 猛年君

再開します。

次に6番、本田議員の一般質問を許します。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

皆様こんにちは。6番、本田、一般質問通告書に沿って質問させていただきます。

件名1、芦屋町におけるチャットGPTについて。

チャットGPTという言葉と内容について、ここ最近インターネットでの検索を実施いたしますと、次から次へと対話型人工知能(AI)、チャットGPTの対応についての話題として、急速な広がりを見せています。インターネットの報道で読みますとフェイスブック、インスタグラム、ツイッターなどのある一定数の利用者に達する期間が、このチャットGPTはとても早い期間で、その一定数まで広がりを見せているという報道があっておりました。

人のように対話し質問に従って文書作成を行う便利なツールであることは、自治体の対応も業務効率化につながると高評価の話につながっております。ほかには試験的に導入する動きや、働き方が変わる可能性を大きく秘めているなどありました。また、個人情報流出のリスクはかなり指摘をされています。インターネットを見る限りでは、試験的導入は全国の各自治体に拡大している感じがしております。

今年の4月にはチャットGPTを市役所全体で初めて使う自治体として横須賀市が注目をされ、今月6月には結果が公表されるように報じられておりました。長野県では2か月間の予定で試験導入を行うこと、また栃木県も試験導入し効果的な活用方法や課題を洗い出す等々の発表がされております。また、私たちに身近な福岡県におきましても、5月17日に服部知事が検討チームを立ち上げることを発表され、5月26日は検討チームで職員からのアイデアを募ることを発表があり、5月29日は初会合が開かれました。併せて福岡市、北九州市とは検討状況を共有し、市町村の活用も支援すると言われております。しかしながら導入に慎重な自治体も多数あり、「早くやろうという考えはない。」とか、「リスクを見極める。行政の現場でいきなり使うのはリスクが高い。」など、評価は様々であります。

ここ最近6月2日のニュースでも、福岡市では急速に普及する対話型AI、チャットGPTを

活用して市民サービスの向上などにつなげようと職員同士がアイデアを出しあうワークショップを開いた。そしてそのワークショップの中身としては、「今後、実現の可能性が高いアイデアについては導入を進めていきたい。」というコメントが発表されておりました。このようにツールの業務効率化の有効性は認めつつも、個人情報流出など課題がクリアすべきものがたくさん残っております。また、入力間違いや間違った回答も散見されているようです。

大まかな評価としては、便利なツールではあるけれどもチャットGPTだけを信じてはいけな、といったところのようです。そこでは何を目的に便利なツールを使用し、その上でどのような効果が得られるのか、効率化が進むのか、不足する人材の人間力を人工AIがカバーをしていくことであり、決してAIは人間ではないということでもありました。どこまでも便利な道具であることにすぎないと思います。

そこで要旨、芦屋町ではチャットGPTについて、業務の活用をどのような形で考えているのか、いないのか。また、今後の課題や導入における効果や問題点及び将来展望等についてお尋ねをします。まずチャットGPTについて、自治体に関わる目的とは何かについてお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

自治体がチャットGPTに関わる主な目的は、以下のようなものが考えられます。

市民サービスの向上。チャットGPTを活用することで市民の問合せや手続を迅速かつ効率的に処理できます。自治体のウェブサイトやオンラインポータルでの自動応答や情報提供により、市民の利便性と満足度を向上させます。業務効率化と負担軽減。チャットGPTは基本的な問合せやタスクを自動化するため、職員の負担を軽減し業務効率化を実現します。これにより職員は、専門的な業務をより高度なサービス提供に集中できます。24時間対応と柔軟性。チャットGPTは24時間体制で応答できるため、市民は時間や場所に制約されずにサービスを利用できます。休日や深夜でも問合せに応じることができ、市民の利便性を向上させます。データ分析と政策立案の支援。チャットGPTは大量のデータを処理し、市民の問合せや関心事を分析することができます。これにより自治体は市民のニーズやトレンドを把握し、より効果的な政策立案やサービス改善に活用できます。技術先進性とイノベーション。チャットGPTの導入は自治体の技術先進性をアピールし、イノベーションを促進する機会となります。新しい技術を活用する姿勢は、地方自治体のイメージ向上や地域の魅力向上にも寄与します。これらの目的に基づき、地方自治体はチャットGPTを導入し効果的なサービス提供や行政運営の改善を図ることが期待されます。

以上は、チャットGPTに「チャットGPTに日本の地方自治体に関わる目的とは何か、40

0文字以内で答えて。」と質問して得られた回答です。

一般的には、チャットGPTなど文章や画像を自動でつくり出す生成AIは、自治体において住民サービスの向上や職員の業務改善につながる可能性があると言われております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

全国的に、試験的な導入も含めるとかなりの自治体が日に日に増加していったような現状があります。まさに日進月歩の勢いで導入されている自治体が増えているのではないかと感じておりますが、芦屋町は現時点で導入計画があるのかないのか、もしあるとすれば進捗状況がどうなのかをお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

導入予定計画や進捗状況についてお答えいたします。

現時点では、芦屋町において積極的に生成AIを導入する考え方はしておりませんので、明確な導入予定計画というものはありません。進捗状況としましては、生成AIの業務利用に際しての留意事項が国・県から発出されており、同様の運用を芦屋町においても行っております。

留意事項は3点あり、1点目は、個人情報及び非公開情報や公開していない情報を取り扱わないことです。生成AIは入力された内容を学習し、その学習した内容を利用して情報の生成を行う可能性があること。そのため、個人情報や非公開情報等を入力してしまうと、それが学習され、情報の生成に利用されることにより、情報漏えいにつながる恐れがあります。

2点目は、生成された情報には誤った情報や不正確な情報が含まれている可能性があることから、情報の正確性の確認を十分に行うことです。生成された情報はインターネット上の情報を収集して機械的に生成されたものであるため、誤った情報が含まれている可能性があります。

3点目は、業務のために私物のパソコン等を用いて情報処理作業を行わないことです。セキュリティ対策として運用ルールを定めております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

現時点での芦屋町の導入計画はないとのことですが、導入しない場合のメリット・デメリット、

また、導入をしたとするならばどのようなメリット・デメリットというのがあるのか、またそれから波及する効果等についてどのようにお考えか、お尋ねをします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

これから答弁する内容は、チャットGPTに「チャットGPTを地方自治体が導入しない場合のメリット・デメリットと、導入した場合のメリット・デメリットは何か、小学生が分かるように教えて。」と質問して得られた回答です。先ほどの答弁は文書が硬く分かりにくかったので、「小学生が分かるように」というキーワードを追加しています。

チャットGPTを地方自治体が導入しない場合のメリットとデメリット。そして、導入した場合のメリットとデメリットについて、小学生に理解しやすく説明します。

導入しない場合、メリット、導入コストや運用費用がかからない。人間が直接対応することで、個別のニーズにより柔軟に対応できる。デメリット、大勢の市民からの質問や相談に対応するため、自治体職員の負担が増えることがある。応答の一貫性や迅速さにばらつきが生じる可能性がある。導入した場合、メリット、チャットGPTが自動で市民の質問に回答するため、応答時間が短縮される。職員の負担を軽減し、より効率的に業務を進めることができる。24時間体制で質問に対応できる。デメリット、チャットGPTは人工知能であり、完全な正確性や理解力を持っていないため、一部の質問に対応できないことがある。個別のニーズや複雑な問題には、人間の職員の専門知識や判断力が必要である。導入や運用に係るコストや、セキュリティ上のリスクもある。チャットGPTの導入は効率化や応答の迅速化といったメリットがありますが、人間との連携や限界も考慮する必要があります。どちらの選択をするにせよ、自治体は市民の利益やサービスの質を考慮し、適切な判断を行う必要があります。

以上がチャットGPTにより作成された内容で、「小学生が分かるように」と指示することで、ある程度理解しやすい表現になっていると思います。

一般的には、メリットとしては時間とコストの節約、品質と量の向上、創造性と革新性の発揮、デメリットとしては、誤情報や偽情報の拡散、著作権の侵害、情報漏えい、倫理的・社会的な問題があると言われています。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

一般論として結構ですが、チャットGPTと自治体職員さんとの関わりについては、どのよ

うなことが考えられるのかお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

これから答弁する内容は、またチャットGPTに、「一般論として、チャットGPTと自治体職員の関わりについてはどのようなことが考えられるのか、小学生が分かるように教えて。」と質問して得られた回答です。

チャットGPTと自治体職員の関わりには、以下のようなことが考えられます。

1. 情報提供と質問応答。チャットGPTは市民からの質問に答えることができます。自治体職員はチャットGPTを使って市民からの質問に対応し、必要な情報を提供します。職員は市民の疑問や問題に対してより深い理解や専門的な知識を持っているため、チャットGPTと協力して市民に適切なサポートを提供することができます。

2. 応答の監視と改善。チャットGPTは学習データに基づいて応答しますが、完璧ではありません。自治体職員はチャットGPTの応答を監視し、必要に応じて修正や改善を行います。職員は市民のフィードバックを収集し、チャットGPTの品質を向上させるための貴重な情報を提供する役割も担います。

3. 人間との連携。チャットGPTは人工知能ですが、人間の職員と連携することも重要です。複雑な問題や個別のニーズに対しては自治体職員が直接対応し、より専門的なサービスを提供します。職員は市民とのコミュニケーションや相談に重要な役割を果たし、チャットGPTと協力して市民のニーズを満たします。

4. チャットGPTの利用の適切な制限。チャットGPTは便利なツールですが、限界もあります。自治体職員はチャットGPTの利用を適切に制限し、専門的な判断や倫理的な問題については自らの知識や経験を生かして対応します。自治体職員とチャットGPTの連携により、より効率的で質の高いサービスを市民に提供することができます。両者が役割分担し、総合俯瞰的に活動することで行政の品質と市民満足度を向上させることが期待されます。

以上がチャットGPTにより作成された内容です。

チャットGPTは有効なツールであると思いますが、個人情報の流出などリスクもあるため、ガイドラインなど一定のルールに基づいて運用し、使い方などの研修を行う必要があると考えています。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

職員さんとチャットGPTのいいところを取りながらサービスの向上に努めていくんだらうと思いますが、一般論として、予測される業務の効率化にはどのようなことが考えられるのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

これから答弁する内容は、チャットGPTに「一般論として、予想されるチャットGPTによる地方自治体の業務の効率化にはどのようなことが考えられるか、小学生に分かるように教えて。」と質問して得られた回答です。

チャットGPTによる地方自治体の業務の効率化には、以下のようなことが考えられます。

1. 質問応答の自動化。チャットGPTは市民からの質問に自動で回答することができます。これにより、多くの質問に対応するための時間や労力を節約することができます。

2. 情報提供の迅速化。チャットGPTはデータベースや資料から必要な情報を抽出し、市民に提供することができます。迅速な情報提供により市民のニーズに素早く応えることができます。

3. 業務の自動化。チャットGPTを使って、一部の繰り返し作業や手続を自動化することができます。これにより職員の負担を軽減し、より効率的に業務を進めることができます。

4. 24時間対応。チャットGPTは24時間体制で市民の質問に対応することができます。これにより、市民はいつでも必要な情報を得ることができます。

5. 職員のサポート。チャットGPTは自治体職員の業務をサポートする役割を果たします。煩雑な業務や重要な情報の整理に活用することで職員の労力を節約し、より生産的な業務に集中することができます。

これらの取組によって、地方自治体は業務の効率化や市民サービスの向上を図ることができます。チャットGPTの導入によって、より迅速で正確な情報提供や市民へのサポートが可能になります。

以上がチャットGPTにより作成された内容です。

一般的には、挨拶文など定型的な文書の作成、議事録など長文の原稿の要約、政策立案過程におけるアイデア提案、統計資料情報の収集、簡易なプログラムの作成などの業務に活用できると言われております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今後はですね、業務の効率化や町民の方へのサービスの向上を図ることができるというようなことでお聞きしましたが、今後そのチャットGPTと向き合う上での課題というものが、どういったものがあるのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

これから答弁する内容は、チャットGPTに「地方自治体が、今後のチャットGPTと向き合う上での課題は何があるか、小学生が分かるように教えて。」と、質問して得られた回答です。

地方自治体が今後のチャットGPTと向き合う上での課題には、以下のようなことが考えられます。

1. 正確な情報提供。チャットGPTは機械が学習した情報を基に回答しますが、100%正確な情報を提供することは難しい場合があります。自治体はチャットGPTが提供する情報の正確性を確認し、誤った情報が提供されないようにするために努力する必要があります。

2. 個別のニーズへの対応。チャットGPTは一般的な情報に対応することが得意ですが、個別のニーズや複雑な問題には限定された対応しかできません。自治体は市民の特定の要求や問題に対応するために、職員のサポートや別の手段を提供する必要があります。

3. プライバシーやセキュリティの保護。チャットGPTは市民からの情報を扱うことがあります。自治体は市民のプライバシーを保護し、情報の漏えいや悪用を防ぐために適切なセキュリティ対策を講じる必要があります。

4. 技術の継続的な改善。チャットGPTは技術の進化により改善されることがあります。自治体は最新の技術動向に対応し、チャットGPTの性能を向上させるために継続的な学習や改善を行う必要があります。

5. 市民との信頼関係の構築。チャットGPTを導入することで、市民は機械とのやり取りになることがあります。自治体は市民との信頼関係を構築し、チャットGPTが市民のニーズに適切に対応することを伝える必要があります。

これらの課題に対して地方自治体は適切な対策や監修を行いながら、チャットGPTを活用して効果的なサービスを提供するよう努める必要があります。

以上がチャットGPTにより作成された内容です。

本田議員の説明にもありましたとおり、福岡県をはじめ福岡市や北九州市等においてプロジェクトチームなどが設置され、検討が進められているところです。芦屋町としましては、人的要素などから単独で検討を行える体制にありません。県は福岡市や北九州市とも検討状況を共有しな

がら、県内の市町村での活用を支援していくと表明していますので、県などの検討を注視し活用できる部分については取り組んでまいりたいと考えております。また、生成A Iの動向は目まぐるしく変化しているため、継続して情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

何度も「小学生に分かるように」ということをつけ加えて、池上課長の回答がまさにチャットGPTの効果といますか成果といますか、このような形でしっかり仕事をしているのだなと痛感をしているところです。

何かとても新しいことが始まったという気がしてるんですけども、少しというか大分古い話になりますが40年ほど前に、パソコンを活用する専門学校に通学する友達に「パソコンで何をするんですか。」って聞いたら「仕事をする。」という回答をもらったんですけども、そのときは仕事をするという意味が全く分かりませんでした。今ではパソコンが文書作成や表計算など、仕事をとても効率化をしてくれてるツールだということが理解できるんですけども、それと同じような感覚を今、私は持っております。

今回その状況がさらにですね、今後はA Iが生活の時間を占める割合が徐々に増えて、時間の使い方が変わっていくものと思われまます。人工知能プラス人間力がよい方向に向かうよう、芦屋町においてたくさんの情報をアンテナでキャッチし、町民にとって住んでよかったまちづくりの活用をされることを希望して次の件名に移ります。

件名2、防災士活動の今後と郵便局の利活用について。

要旨、芦屋町が防災士育成に取り組み3年目を迎えるウイズコロナの今後の活動について、防災士の資格取得者の活用についてお尋ねします。

「芦屋町で防災士を育成されたらいかがですか。」との一般質問を、令和元年12月にさせていただきました。その際に、今後3か年計画で毎年10名の防災士を誕生させ、30地区に防災士がいる安全なまちづくりとして育成を実行され、今年度は3年目を迎えることとなります。昨年度までに、計画では20名の防災士が誕生の予定で養成をされておりますが現時点では19名の防災士が芦屋町で誕生したとお聞きしております。

ここ3年間はソーシャルディスタンスという言葉が日常的に使われ、人との距離は遠く、マスクをして顔がよく分からない状況で、会議や研修も開催ができなかった期間が続きました。現在はコロナがなくなったわけではありませんが、分類も2類から5類に引き下げられマスクも自主判断となり、会議等も開催されるようになってまいりました。

現在芦屋町には、防災士育成に取り組む以前に存在しておりました防災士の方が10名と、その後資格を取得した19名の防災士の方で合計29名の防災士がいるのではないかと考えております。これをちょっと日本の人口と芦屋町で比較したんですが、日本の人口がですね、5月1日で1億2,450万人。そのときの防災士の認証登録数が25万6,965人ということで、国民ですね、防災士1人当たり484名ということになります。一方これは芦屋町に目を向けてみますと、今年の4月、芦屋町の人口が1万2,987名、防災士の数が29名ということで、1名当たりの防災士に対応する町民の方が447名ということで、平均的な状況を少し超えた形で今、芦屋町が進行しております。さらに今年度、仮に10名の防災士が誕生しますと合計39名の防災士ということになりますので、さらに芦屋町の安心のよりどころになるものと思われま

す。
そこで、まず今年度の資格取得者について概要をお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

令和5年度の福岡県が主催する福岡県防災士養成研修試験の北九州ブロックにおいて、11月11日、12日の2日間で、小倉北区の毎日西部会館で実施されます。定員数は70名という形になっております。2日間の研修の後に筆記試験が実施され、合格し、防災士の登録をすると認定されるというわけでございます。

町では10名程度募集するようにしております。周知方法としましては6月の区長会へ募集案内のチラシを回覧するようにお願いしております。また、7月の広報紙及び町のホームページで案内を掲載するようにしております。総務課で取りまとめを行い、福岡県に推薦するようにしております。養成研修の受講料は、県主催事業であるため無料です。教本代、受験料、認定登録料につきましては、町が負担するように予算措置を行っております。受講者の交通費は自己負担となります。

なお研修者は、事前に遠賀郡消防本部で開催される普通救命講習の終了と履修確認レポートの自主学習の提出が、本研修が始まるまでに必要となっております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

現在、総務課のほうで把握されておられます防災士ですね、男性と女性の比率はどのようなふうになっているのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

自治区と役場の職員を合わせると19名が防災士の資格を取得しており、男性17名、女性2名の取得で、女性の比率は10.5%です。なお、この2名の女性は役場の職員が取得をしています。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今お聞きしましたところ男性が17名、女性が2名ということなんですけれども、今年度募集される防災士について男性、女性の比率をある程度調整するような募集の仕方は考えられますか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

男女比につきましては特段調整することは考えておりませんが、6月の区長会で防災士の募集の回覧依頼を行ったときに、自治区から女性の方にお声掛けをしていただきたいという形をお願いをしています。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今、年間を通しまして避難訓練等が実施されておりますが、その訓練等での防災士の活動の役割、これについてはどうなってるのかをお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

本年6月に実施する大雨・洪水避難訓練において、自治区での高齢者等の安否確認の手段の見直し等の意見交換を予定しており、防災士については自身の所属する自治区の訓練に参加し、防災士の観点から安否確認手段の問題点等の改善を図ってみたいと思っております。

現在、個々の防災士については、住民の中において防災訓練に積極的に参加することが大切だと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

地震発生直後のシェイクアウト訓練や、各区から一定の避難場所に避難し要避難者名簿の登録の町民の方への確認など、避難訓練ごとに工夫を重ねた訓練を実施されておられます。もし本当に自然災害に見舞われたならば自宅への帰宅等が困難となりまして、避難所での生活が数日に及ぶものと思われれます。そういった避難所のところにですね、1か所に大勢の町民の方が集まったときには実際、食事のことでありますとか排せつ物のことでありますとか、ふだんは困らない1つ1つの日常動作の中からも、水が出ないとか電気が通じない、食事がいないなどの様々な場面を想定した訓練も今後必要になるかと思えます。

そのような中で減災・防災の知識を身につけた防災士の活躍の役割は多岐に及ぶものと思われれますが、そのような中での訓練も今後必要になるかと思えますが、いかががお考えかお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

本田議員が言われました方が一大規模災害が発生した場合、避難所生活を強いられる場合を想定した訓練を行うべきではないかということですが、現在行っております年2回の避難訓練の中で実施することは時間的にも難しいというふうに考えておりますので、避難所の開設・運営訓練等を別途に行うことが必要になるのではないかと考えます。避難所の被災等の可能性がある自治区の区長と調整・協議を行い、実施できればよいと考えております。自治区との調整がまず必要となりますので、すぐにはできないとは思いますが、来年度に向けて調整を進めていきたいというふうに考えております。

防災士につきましても避難所開設訓練等に携わっていただき、一緒に活動できるよう調整していきたいと考えます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

災害が万が一発生したときはですね、規模にもよりますし、どの程度の方たちが対応するのかということも問題になってくるかと思うんですけども、なかなか自治体の役場だけでの対応もとても厳しいものがあるかと思えます。

今後はですね、資格を取得した町の防災士が防災士の会のようなものをですね、設立をして定期的な研修とか会合、一堂に顔を合わせて何かこう集まって、これからの防災・減災についての協議をするとかそういったことも必要になってくるかと思いますが、そういった今後の活動についてどのような活動支援を考えておられるのかをお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

防災士の組織形成につきましてはまだ1回の会議を行ったのみですので、防災士の活動としても町からの要請に基づいて行っているところでございます。

まず防災士として活動を行っていく上で、組織形成が必要であるとの防災士皆さんの合意形成ができ、組織形成ができていくと考えております。いましばらく研修・会議等を行い、組織形成の機運を高めていきたいと考えております。目標としましては、やはり防災士の組織形成が必要と考えておりますので、努力を続けて組織形成につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今後も引き続き、町民の安全安心のために防災・減災に向けた取組の強化を図っていく中で、30地区ある自治区のほうから防災士が誕生することが望ましいと思いますが、今後も人数的に不足する地区の防災士対策に御支援いただきますことを提案して、次の質問に移ります。

芦屋町内の郵便局との業務提携についてお尋ねをします。

郵便局の利活用について。芦屋町には町内に2つの郵便局があります。特にこの芦屋町役場の本庁の中にあります芦屋郵便局は、芦屋郵便局が芦屋町のこの役場の中に移転した当時の状況は、郵便局が配達部門の集約化というものを進めておりまして、30名近くいた芦屋郵便局の局員が5名の小さな郵便局になったことと、それからちょうど芦屋町の役場がアスベストの工事があり改修が必要になったこと、このタイミングが重なりまして、波多野町長がmanifestoの1つに郵便局を役場の中に移転することを掲げていただいて、現在の形となりました。

芦屋郵便局がこの役場の中に入った当時ですね、どここの県庁とか政令都市、ここでいうと福岡市とか北九州市、こういった大規模な建物の中には郵便局が入っているところがあったんですけども、それ以外の小さな市町村の本庁舎の中に郵便局が入ったというのは全国で初めてのことでありました。この郵便局は今、郵政省から郵政事業庁、日本郵政公社、郵便局株式会社、日本郵便と5つも経営形態が変わる中で、以前は自治体と色々なものですね、郵便局の中で

協定が結ばれておりましたけれども、今ほとんどそういったものがなくなっているものと思います。

そこで、自治体と郵便局が包括的に協定を結ぶこと、特に災害発生時における業務提携はメリットが大きく、地域社会の不安を少しでも緩和する大きな要因になるかと思われませんが、いかがお考えかお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

自治体と様々な企業等の防災協定を結ぶことは、災害発生後の対策として体制強化を図ることができます。本田議員が言われました本庁舎に郵便局本体が併設されることを鑑みますと、災害時における業務提携は大変よい提案だと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

災害発生時等の共助についてですね、同じ郡内で先月同様の協定書が締結をされておりますので、芦屋町も近隣自治体として参考になるかと思いますのでぜひお考えをいただきたいと思っておりますが、いかがお考えかお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

近隣自治体の協定内容を調査研究し、芦屋郵便局と町が災害発生時に限らずどのような協力要請ができるのか協議を行い、双方合意ができれば協定を締結していきたいと考えます。また、集配業務の中心は二島郵便局であるため、二島郵便局についても災害発生等に限らずどのような協力要請ができるのかを協議し、合意に至れば協定を締結したいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

役場とですね、郵便局の機能を効果的に発揮できる協力体制が構築されることを期待しまして、次の質問に移ります。

次に、令和5年度の施政方針についてお聞きします。

協働と共創のまちづくりの決意の中で、芦屋まちづくり戦略を掲げておられます。「人を育み 未来につなぐ あしやまち」を将来像に掲げた第6次芦屋町総合振興計画の構成に基づいて説明してある中から、2点お尋ねをいたします。

1点目が住民とともに進めるまちづくりについて、第6次芦屋町総合振興計画「人を育み 未来につなぐ あしやまち」の中から第1節では人づくりとして、現状と課題として6項目を掲げておられます。1つ目、住民が町を良くする自覚を持ち、行動できる風土づくりに取り組む必要性。2つ目、自治区・各種団体の活動を支援し、人材の育成・発掘に取り組む必要性。3番目、未来の芦屋町の担い手である子供たちに、郷土愛豊富な子供たちの育成の必要性。4つ目、芦屋町の産業担い手不足の育成指導、支援に取り組む必要性。5つ目、芦屋町のあらゆる分野の担い手確保、次世代への継承が喫緊の課題となっている。最後になりますが、意欲を持って参画する担い手確保に、関係人口の創出・拡大により参画者の裾野の拡大、以上のような内容が示されています。また主要な施策として、人材育成・発掘が掲げられておられます。どの内容もすばらしい項目で、実行が思うようにされたならば効果が大きいと思っております。

しかしながらこの3年間はコロナにより、思い描いた内容を実施するには制約があり、困難であったことは十分に理解をしております。現在はコロナが和らぎ、比較的以前に近いような様々な対応ができるようなことが多くなってまいりました。

そこでお聞きしたいことは、この第1節に掲げておられます人づくりの現状と課題に対して、令和5年度は、計画されている令和7年度数値目標に対して不足している指標は、どのような形の中で今年度計画を実行されていくのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

数値目標の人材育成補助金の申請件数についてお答えいたします。

基準年度の令和元年度はゼロ件で、令和7年度の目標値は累計で3件としておりますが、令和4年度までの申請件数はゼロ件です。

今回の選挙の町長のマニフェストにおいても人材育成補助金の拡大が掲げられており、担当課の企画政策課において来年4月の施行に向けて、住民の皆さんが利用しやすくなるよう補助金交付要綱の見直しの検討を行っているところです。

企画政策課からは以上でございます。

○議長 内海 猛年君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

続きまして数値目標、主要施策指標の2つ目、人材育成講座などの数における生涯学習課の取組について御説明いたします。

今年度はボランティア活動センターにおいて、新たなボランティア人材の発掘や、既存団体・人材のスキル向上を目的とした各種講座などの実施を計画しております。内容ですが、遠賀郡内のボランティア活動に対象範囲を拡充したボランティア団体交流会を5月に実施いたしました。また、今後はボランティア活動体験型の講座、子育て支援ボランティア研修とフードパントリー体験研修のほか、ボランティア活動の啓発・活性化をテーマに、考えを深める講演会と意見交換会を実施する予定です。

生涯学習課からは以上です。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

福祉課におきまして、人材育成講座の件についてお話しいたします。

福祉課ではデジタルディバイド解消及びデジタル活用支援員の育成を目的としまして、高齢者スマホ講座を実施しております。令和5年度は老人クラブと協働しまして、年10回の講座を行いました。令和6年度以降も引き続き、同様の講座を継続していくこととしております。なお、講座を受けスマホの操作の熟練度が向上した方が、地域でスマホの操作を教えていただく人材となることを期待しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

次にですね、第2部では地域づくりとして、現状と課題を8項目掲げられておられます。その中で主要施策として3項目が掲げておられますが、まず1番ですね、住民との協働の中では、2番目に、『芦屋町住民参画まちづくり条例』に基づき、町職員の意識改革に努め、あらゆる分野で住民参画を行います。」と示されておりますが、どのような分野でどのような住民参画を計画されているのか、詳細をお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

芦屋町住民参画まちづくり条例第8条の住民参画の推進には、「町は、住民生活に大きく関わる重要な計画を策定する場合は、計画の概要、計画策定の日程、予定する住民参画の手法などを公

表し、次の二以上の方法により、住民の意見を求め、十分な検討を行うものとする。」と規定しています。方法の主なものは、アンケート調査の実施、地域懇談会の実施、公募による住民会議等の開催、パブリックコメントの実施、附属機関等の設置などです。

令和5年度につきましては各種計画の見直しとして、教育分野の芦屋町教育大綱、環境分野の芦屋町環境基本計画、福祉分野の芦屋町地域福祉計画、芦屋町障害者計画及び芦屋町高齢者福祉計画、健康分野の芦屋町保健事業実施計画を策定する予定です。各種計画の策定手法は様々ですが、全ての計画においてパブリックコメントを実施し、必要に応じアンケート調査、附属機関による審議などを行う予定です。また、条例第3条の基本理念には、「まちづくりは、自治を推進するため、町と住民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めるものとする。」と規定しています。まずは町職員に対して、情報共有の必要性について改めて認識してもらいたいと考えております。

昨日の行政報告の中でも報告しましたように、芦屋町附属機関の会議の公開に関する要綱を4月1日から施行しております。会議を原則公開とし、会議後の議事録等を公表するものです。併せて広報あしややホームページだけでなく、SNSやKBC d ボタン広報誌、戸別受信機などを活用し、必要な情報を効果的な媒体によって住民の皆さんに届けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

地域コミュニティの推進の中では4項目を掲げておられます。その中で①として、「自治区の活性化や加入率の向上のため、自治区活性化促進会議の活用とともに効果的な施策を検討・実施し、自治区活動を支援します。」と書いてあります。今後、少子化・高齢化が進行する中において、様々な場面で地域における顔が見えるつながりは重要だと思っております。ぜひ、自治区加入率の向上にさらなる御支援をいただき、自治区加入率向上が住みよいまちづくりの牽引力となることが望ましいことであるとも考えております。

そこで、自治区加入率の向上についてどのような施策を、令和5年度は展開される計画があるのかお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

令和5年度におけます自治区加入率向上のための計画について答弁いたします。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により人と人との交流が制限され、自治区

におかれましても活動が難しい状況が続いておりました。今回、3年ぶりに行動制限がなくなり、日常生活が戻りつつあります。それに伴いまして、自治区活動も少しずつではございますが行われているのではないかと思います。芦屋町では引き続き、区長との意見交換や自治区活性化促進会議の中で、活性化や加入率向上への諸課題解決に向けた取組の検討を行っていきます。

また、自治区への財政的な支援として、自治区活性化事業交付金の交付及び、人的支援として自治区担当職員制度による自治区活動への参加を継続して実施いたします。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

次に移ります。次に、安全で安心して暮らせる町について。

基本の方向は、「災害などから住民の生命や財産を守るため、自主防災組織の充実・強化や消防力の向上に取り組むとともに、犯罪や悪徳商法などの被害防止、交通安全に対する啓発などを進め、安全で安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。」と掲げておられ、現状と課題としては11項目を示されています。

どの項目も重要な町民にとっては、重要で必要なことが書かれておりますが、②の「自主防災組織の設置が進められ現在26地区で組織化されており、今後は全自治区に設置し、自主防災組織を中心とした防災組織の強化を図り、地域で協力し合う『共助』の推進が課題」と書かれておられます。

この共助推進の課題解決について5年度には解決できる見込みがあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

4つの自治区で自主防災組織が形成できていません。そのため、該当する区長と協議を行い、自主防災組織の必要性や重要性を訴え、組織形成を促していきたいと考えます。区の合意がなければ組織化できませんので、5年度中に解決できるかどうか分かりませんが努力をしていきたいと考えます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

ぜひですね、区との調整ができて、全自治区に組織ができることを期待いたしております。

また、「犯罪の抑止や事件・事故の早期解決を目的として防犯カメラの設置を行ってきました。今後も防犯環境の整備を進めていくとともに、防犯意識の高揚を図る必要があります。」と掲げておりますが、まずこの防犯カメラの設置等の防犯環境の整備について、現在どのくらいの防犯カメラの設置を考えておられるのか、また、防犯環境の整備とは、ほかにはどのような環境整備を考えておられるのかをお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

令和5年度におけます防犯カメラの設置予定台数と、そのほかの防犯環境の整備について答弁いたします。

芦屋町では町内の犯罪に対する抑止力の向上や安全安心なまちづくりの推進を図るため、町内の建物に防犯カメラを設置した方に対し、予算の範囲内において防犯カメラ設置補助金を交付しております。設置費用の2分の1で、1台で3万円、2台以上で5万円が上限となっております。なお、1世帯当たり複数台申請される世帯がありますので、件数で答弁いたします。過去3か年度の申請件数は、令和2年度は18件、3年度は5件、4年度は6件となっております。5年度におきましては10件の申請予定を見込んでおります。また、暗がりなくし、安心して歩いていただけるための防犯外灯の設置につきましても、自治区からの要望により、今後も継続して実施していきます。

併せて、犯罪の温床になりかねない空き家対策にも引き続き取り組み、老朽化した家屋の除去を進めるための老朽危険家屋等解体補助金の交付の継続を検討し、町民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指したいと考えております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

第6次の芦屋町総合振興計画書の39ページのところにですね、数値目標という一覧表がありますけれども、この一覧表の中でですね、町内での交通事故（人身事故）の発生件数が現状では41件あって、令和7年度には30件という数値が書かれております。もちろん低ければ低いほどよく、ゼロ件に近いものが望ましいと思っておりますが、この現状発生している交通事故の発生件数を大きく減少させることは、安全で安心に暮らせるまちにつながることであります。今まで以上の交通安全対策を関係機関と連携して実施することが重要かと思っておりますが、今後の交通安

全対策についてはどのような対策をお考えになっているのか、お尋ねします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 村尾 正一君

令和5年度におきます交通安全対策について答弁いたします。

芦屋町では引き続き、折尾警察署や折尾交通安全協会、芦屋町交通安全協会と連携し、年4回の交通安全運動の実施や、広報あしや、町ホームページなど広報活動による啓発に取り組んでいきます。また、芦屋町交通安全推進協議会の中でも、関係機関との協議により事故撲滅への効果的な取組ができればと考えております。

令和2年10月からは、福岡県内で自転車保険への加入が義務化されたほか、今年4月からは自転車利用者へのヘルメット着用が努力義務化されましたので、関係機関と連携しながら周知・啓発に努めていきます。また、令和2年度から取り組んでおります高齢者運転免許証返納者支援事業を継続して実施することにより、高齢者の運転免許返納を推進し、交通事故の防止を図っていきます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

先ほどから言います第6次芦屋町総合振興計画書の36ページから37ページに書かれてるんですが、現状と課題ということで、1番の項目としましては、「防災対策についてはあらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させるという減災という考えが重要です。」と、主要施策の中の1番目は、「芦屋町地域防災計画について定期的に見直しを行っていきます。」と書かれてあります。ぜひPDCAサイクルを活用して、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりに取組をお願いしたいところです。

この項目以外にもですね、第6次芦屋町総合振興計画の将来像「人を育み 未来につなぐ あしやまちの実現に向け、現場主義を徹底し、スピード感を持って取り組まれる」と掲げておられます。住んでよかった芦屋町のキーワードに「住み続けたいまち、暮らしやすい地域づくり」があります。芦屋町の将来がとても楽しみです。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で、本田議員の一般質問は終わりました。

ここで換気のため、しばらく休憩いたします。なお、14時20分から再開します。

午後 2 時 13 分休憩

午後 2 時 20 分再開

○議長 内海 猛年君

再開します。

次に 11 番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 11 番 川上 誠一君

11 番、日本共産党の川上です。

件名 1、安保 3 文書による芦屋基地強靱化について。これは航空自衛隊基地に関する質問ですので答弁が難しいかと思いますが、よろしく願いいたします。

岸田文雄首相は安保 3 文書で決めた敵基地攻撃能力の保有について、「日本への武力攻撃を抑止するため。」と繰り返しています。これに対して、3 月 2 日の参議院予算委員会で日本共産党の小池書記局長は、防衛省が全国の自衛隊基地を核兵器などによる攻撃にも耐えられるよう強靱化する計画を立てていることを明らかにしました。

安保 3 文書は我が国の安全保障の目標として第 1 に、我が国及びその周辺における有事、一方的な現状変更の試み等の発生を抑止するとしています。その上で、我が国への侵攻を抑止する鍵となるのは、スタンド・オフ防衛能力等を活用した反撃能力であると強調しています。スタンド・オフ・ミサイル（長距離ミサイル）による敵基地攻撃能力が抑止の中核となる認識です。同時に安保 3 文書は、万が一、抑止が破れ、我が国への侵攻が生じた場合に言及しています。その際は、これを阻止、排除するとし、有事においても容易に作戦能力を喪失しないように、主要司令部の地下化や構造強化など、各施設の強靱化を図るとしています。

強靱化の中身も看過できるものではありません。主要司令部の地下化をはじめ CBRNE（シーバーン）に対する防護性能の付与として、施設の機能、重要度に応じた構造強化や、主要施設の HEMP 攻撃対策を推進するとしています。この強靱化の対象となる全国 293 の自衛隊基地に、芦屋基地も挙げられています。そこで次の点を伺います。

シーバーンや HEMP とはこういったことを表すのか、これについて伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

CBRNE とは、化学（ケミカルの C）、生物（バイオロジカルの B）、放射性物質（レディオロジカルの R）、核（ニュークリアの N）、爆発物（エクスプロージブの E）といった脅威の頭文字をとったものでございます。特に CBRN への対処は、通常 of 自然災害とは異なる事態対処や

装備品が必要となることにちなみ、CBRNを総称して特殊災害とも呼ばれています。Eは、ときにCBRN全体を共有し得る要素でございます。

次に、HEMPとはハイアルチュードエレクトロマグネティックパルスの頭文字をとったものです。日本語では、高高度核爆発電磁パルスと言います。一般に、HEMPとは、高度30キロから400キロでの核爆発に伴って発生する非常に強力な電磁波です。核爆発による熱線や爆風、放射線など、爆発高度が高いため地上には到達せず、強力な電磁波だけが半径数百キロメートルの地上広範囲に照射されます。

HEMPは様々な電気・電子機器を破壊する恐れがあります。これにより制御機能を失うため、電力、ガス、上下水道といったライフラインや交通、放送、そして通信など、あらゆるシステムが広範囲に故障・停止する可能性が指摘されているものでございます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今、説明にあったようにシーバーンは核兵器をはじめ化学、生物、放射性物質、爆発物、攻撃の総称。そしてHEMP攻撃は、核爆発などにより瞬時に強力な電磁波を発生させ、電子機器に過負荷をかけ誤作動させたり破壊したりするもの。ミサイルに搭載した核弾頭を地上30キロ～400キロ上空で爆発させれば、半径600～2,200キロの範囲で伝播する電磁パルスが生成される。専門家によると、この攻撃によりコンピューターや発電所、通信衛星、電話、電気制御された水道施設やガスパイプラインなど、対象地域の電気系統の機器が失われます。防衛省はこういった攻撃に対応できるようにするために、全国の主要施設の地下化や壁の強化など、強靱化を図る計画が行われています。2023年度から5年間だけで4兆円を投じ、10年以上かけて1万2,636棟を建て替え、5,102棟を改修するということです。

それでは、なぜこのような強靱化を図るのかということですね、2月6日の衆議院予算委員会では、浜田防衛大臣は、「集団的自衛権を行使、つまり、日本が攻撃を受けていなくても、他国の戦争に武力行使をもって参戦し、国際法違反の先制攻撃と紙一重の戦争行為、敵基地攻撃を行った後に相手国から武力攻撃を受け、日本に被害が及ぶことはないと言えるか。」との質問に対して、浜田防衛大臣は、「我が国が限定的な集団的自衛権を行使した後、事態の推移によっては他国からの武力攻撃が発生し、被害を及ぼす可能性がある。」と認め、一般論としつつ、「大規模な被害が生じることがある。」と、その可能性を認めています。政府が集団的自衛権の行使に伴う報復攻撃で大規模な被害を認めたのは初めてであり、大規模な被害として、核攻撃も排除されていません。敵基地攻撃能力を使用した結果、日本が焦土となり、自衛隊だけが生き残る。そのための基地強

靱化のために、巨額の税金が投入されようとしているんです。

この対象地域としてはですね、290幾つある中で、福岡県の航空自衛隊では、まず築城基地、芦屋基地、春日基地、高良台分屯基地、背振山分屯基地、海栗島分屯基地、福江島分屯基地、こういったのが航空自衛隊としては強靱化していくということを防衛省の資料です、対象に挙げていることが分かりました。

そういった点ではですね、こういった強靱化を進めていくということについて基地からはですね、連絡があっているのかなのか、それについて伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

芦屋基地に、強靱化に関する計画について確認したところ、「防衛整備に関することですので、芦屋基地としてはお答えする立場ではございません。」との回答でした。連絡的などところは来ておりません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

「答える立場にない。」ということで、そういったことをするかしないか、それについては回答できないということだと思います。

それではですね、仮に主要司令部の地下化や構造強化などを行うときに、芦屋町へのこういったことについての連絡が基地からあるのか、それはどういった手続なのか、それについて伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

企画政策課が主管しております一般的な事務手続としてお答えいたします。

建築物の建築等をしようとする場合は、建築確認申請の手続が必要となります。また芦屋町においては、3,000平米以上の開発行為を行う場合は開発許可の手続が必要となります。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは、手続が必要となる町に関わる手続が2つあります。

1つは、都市計画法に基づく適用を受けるか否かの問題、これは窓口が芦屋町になります。もう1つは、建築基準法に基づく計画通知を提出する必要があるということです。これによってですね、こうした提出をして建築通知に法的な問題がなければ、行政手続を終えた後こういった建築計画概要書というのがですね、役所に備えつけられるようなんですけど、それはどこに備付けられるのでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

建築計画概要書については福岡県の北九州県土整備事務所建築指導課で、無料で閲覧することができます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

住民に対してそういった内容が分かるのは、この建築計画概要書が、県土事務所の建築部指導課になったときに初めて閲覧できるということになるんでしょうが、次にですね、3番目の全国に大量のスタンド・オフ・ミサイルが配備されますが、芦屋基地に配備されることはないのか、これについて伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

まず、スタンド・オフ・ミサイルについて少し説明をいたします。

スタンド・オフ・ミサイルとは、敵の対空ミサイルの射程外から発射が可能なミサイルのことです。通常、攻撃作戦において陸上や海上の目標に対して使用されます。スタンド・オフとは離れているとの意味であり、ミサイルを発射する航空機や艦艇・車両などが、敵の防空システムから離れた安全な場所で攻撃可能なことに由来しているとのことです。

また、令和4年版防衛白書にスタンド・オフ防衛能力の強化について記載されています。「各国のレーダーや各種ミサイルの性能は著しく向上している中、自衛隊の安全を確保しつつ、我が国への攻撃を効果的に防止する必要があります。このため、侵攻する相手方の艦艇などに対し、脅威圏外の離れた位置から対処を行えるよう、スタンド・オフ防衛能力の強化に取り組んでいます。

具体的には、F35戦闘機に搭載するJSMなどのスタンド・オフ・ミサイルの導入や、島嶼

防衛用高速滑空弾などの研究開発に取り組んでいきます。さらに、スタンド・オフ防衛能力の強化を速やかに進めていくため、2020年12月の閣議決定において、車両や艦艇・航空機といった多様なプラットフォームの運用を前提とした12式地对艦誘導弾能力向上型の開発を行うことを決定しています。このように、スタンド・オフ・ミサイルの多様な運用が可能となることで、相手方の対応をより困難にでき、我が国への攻撃に対する抑止力を高めることができると考えています。」と白書に記載されております。

この芦屋基地にこのスタンド・オフ・ミサイルが配備されるか確認したところ、これにつきましても「防衛力整備に関することですので、芦屋基地としてはお答えすることができません。」との回答ですので、現在配備されるかどうかにつきましては分からないという状況でございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

答えることができないということで、配備されないということではなく配備されるかもしれない。答えることができないということなんでしょうが。

先ほど言われたスタンド・オフ・ミサイルっていうのは今、日本が配置しようとしてるのは、先ほど言われた12式地对艦誘導弾能力向上型というので、これは射程を従来の200キロから1,000キロ以上に延ばした、地上だけではなく艦船・戦闘機にも配備することができるという、これを配備するのと、それと高速滑空弾、迎撃困難な高高度を極超音速で滑空し、落下攻撃を行うという、射程は2,000キロ、極超音速誘導弾というのがスクラムジェットエンジンを搭載し、マッハ5以上の速度で飛行、迎撃困難に射程は3,000キロ。もう1つはトマホーク。これはイラク、アフガニスタンなどのアメリカの先制攻撃戦争で繰り返し使用されたもの。射程は1,600キロ以上という、こういった4つをですね、国内に配備するという、そういったことが計画されています。トマホークはもう23年度の予算に計上されて、2,113億円を使ってトマホーク400発を2030年度に購入するということです。

ちなみにですね、射程距離が3,000キロということになるとですね、仮に西南諸島に配備した場合には、東南アジア、タイやインドネシアなども含めて射程に入るということで、当然もう中国や北朝鮮、それからロシア、そういったところもですね、届くようになるということなんです。

問題は、これが芦屋基地に配備される可能性はないのかということなんですけど、自衛隊は明確に「配備はしない。」ということは言ってませんが、航空自衛隊芦屋基地のパンフレットを見るとですね、基地の沿革として芦屋基地のこの間の歩みが出てますけど、昭和20年に駐留米軍の空軍の基地として紹介されています。昭和25年の6月に朝鮮戦争が勃発して、ここで私も知ら

なかったんですけど、爆撃機等の基地として使用を開始したということが書いてあります。それから35年に朝鮮戦争が停戦になり米軍空軍が撤退したんですけど、その後にはですね、昭和41年に第2航空群整備補給隊が配備され、このときにナイキ、ホークが多分配備されたんじゃないかなと思います。それから昭和47年に新型のナイキJに換装しています。そして、平成6年に現在も使われているパトリオットミサイルに換装して、平成21年にPAC-3を導入しているということ。そして令和2年にですね、防鳥柵が完成して、滑走路の延長を行っているということです。

こう見るとですね、やはり芦屋基地っていうのは日本のミサイル基地としてですね、やっぱり中心的な役割を果たして、新型ミサイルをどんどんどんどん、こうずっと配備してきているという、そういったことがこの沿革から見て分かります。確かに、今まで配備されたミサイルは地对空ミサイルで、攻撃型ではなく来たものを撃ち落とすというそういった性格でしたが、これまでの専守防衛の自衛隊基地であれば攻撃をしかけることはなかったわけなんですけど、しかし2015年の安保法制強行以来、急速に自衛隊と米軍との一体化が進んでいるという、岸田政権が昨年12月16日、安保3文書改訂を閣議決定したことは、戦後の日本の安全保障の在り方を根本から転換するものになっています。歴代の自民政権がとってきた専守防衛の立場を投げ捨て、敵基地攻撃能力の保有と今後5年間に43兆円の軍事費を増大させる軍拡へと、かじを切ったということです。

芦屋基地も航空祭なんかやってますけど、航空祭で芦屋基地と交流があつてですね、同じように高射隊が配備されている築城基地、ここには米軍再編ロードマップの合意に従ってですね、米軍普天間基地の緊急時の機能移転として2020年から兵員約200名ですね、受入れを想定した整備が進められてきています。3万平方メートルの広大な駐機場、そして燃料タンク、弾薬庫、それから地上3階、地下1階及び地上2階の庁舎2棟、4階建ての宿舍を建設して、戦闘機、これはアメリカ軍のでしょうけど、12機、輸送機1機の受入れを行うということです。

それに滑走路の強化と、それと300メートルの延長です。これは現行、旧は2,400メートルがあったのが、2,700メートルに延長するという事です。芦屋町は今回1,800メートルに延長する計画なんですけど、築城基地はですね、そういったF15とかF2とかそういったものを使うために、2,700メートルに延長するという事になってます。

普天間基地の米軍機は劣化ウラン弾を含む嘉手納基地の弾薬を搭載しており、築城基地に核を貯蔵する可能性という、こういったことも否定できない状況になってます。普天間基地の機能を受け入れることは、福岡県のみならず九州全体が普天間基地同様の危険にさらされることになるということです。お隣の築城基地がこういった役割を果たすようになっていく中で、今後やっぱり多数保有するスタンド・オフ・ミサイルの保管、配備の可能性が高まってくるという、そ

った点では芦屋町もですね、同様にそういった基地になる可能性があるんじゃないかということが懸念されるということです。それに、こういったスタンド・オフ・ミサイルを保管する保管庫、弾薬庫ですね、この10年間に全国に130棟を建設するということになります。芦屋基地にもですね、そういった大型爆弾の爆弾庫を建設されるという可能性も否定できないんじゃないかというふうに思います。

先ほど言ったようにですね、芦屋基地自体もやっぱり朝鮮戦争のときにはですね、やっぱり最先端の基地として役割を果たしてきたわけです。芦屋基地からですね、兵隊や物資、軍事物資、そういったものを積んで韓国へ行き、そして帰ってくるときには韓国から負傷兵や、戦士として亡くなった戦士、そういった者を連れて帰ったという、そういった歴史がですね、過去現実に芦屋町でもあったということです。そういった点ではですね、今後もですね、その可能性がないとは言えないし、今のこの世界的な情勢を見ていったら、やっぱりそういったことが起こり得ることがあるんじゃないかなというふうに思います。

石垣島は先ほど言った12式地対艦誘導弾能力向上型というのもですね、配備する計画が進んでますが、これは石垣島にはですね、陸上自衛隊石垣駐屯地が開設されて、当初の住民説明会では、配備されるミサイルは他国領土を攻撃するのではなく迎撃用と説明されてたわけです。しかし、配備されようとしているのは12式地対艦誘導弾能力向上型ミサイルということが分かり、射程1,000キロ以上の射程距離のミサイルで、中国まで届くというですね、スタンド・オフ・ミサイルで、敵基地攻撃能力を持つものであるということが分かりました。

これによってですね石垣市議会では、意見書でですね、「反撃能力の保有に関する法整備が進むことで他国の領土を直接攻撃することが可能となり、近隣諸外国を必要以上に刺激する。」「有識者からも慎重な議論が求める声上がり、憲法違反の可能性も指摘されてる。」というふうにしてですね、これを可決してですね、意見書を上げたわけです。賛成した議員は、「周辺国の受け取り方によっては、攻撃の意識があると見られる。尖閣諸島の防衛を掲げていたこれまでとは異なり、直接的な戦争を引き起こす恐れがある。」というふうに懸念しているということです。そういった点では、先ほどのスタンド・オフ・ミサイルがですね、東南アジアまで、中国、北朝鮮、そういったところまで射程距離があるのであれば、これはやっぱり専守防衛から逸脱してですね、やっぱり敵に対して脅威を与えるという、外国に対して脅威を与えるという、そういったミサイルになるんじゃないかなというふうに思ってます。

それで、そういった点ではですね、先制攻撃を受けるリスクも高まってくるということです。こういったことに対してですね、自民党の元幹事長であった古賀誠さんは、「敵基地攻撃を持てば完全に専守防衛を逸脱してしまう。敵基地攻撃能力を持つミサイルを保有すれば実質的に専守防衛という基本がなくなり、憲法9条も脅かされるのはないか。戦争がいかに愚かで、多くの人た

ちが苦しみ、血と涙を流したということを僕は体で知っている。体験しているからこそ、自分の考える平和を言い続けたい。」と、東京新聞に語っています。また、自民党元総裁でですね、衆議院議長を務めた河野洋平氏は、「70数年前に貴い命を犠牲にして、我々今ここに繁栄を得ているのです。決してあの過ちは繰り返しませんと言い続けて、その結果がこの政策転換とはあり得ない。反撃能力は脅威ですよ。明らかに武力による威嚇、武力を予算化しようとしている。政治や外交の努力を抜きにして、ただ壁だけ建てていく。壁の隙間から向こうに向けて、鉄砲を向けて撃つというのは本当に安全だとは思わない。戦わないために何をするかということを真剣に考えるべきだ。」というふうに語っています。

それではですね、そういったものを含めてですね、町長にお伺いしたいんですけど、4点目の町民の命と暮らしを守る最大の使命を果たすためにもですね、基地強靱化に反対を表明すべきじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

まさか振ってこられると思ってなかったんですけど、これはもう別に戦争したくて国の防衛省の人たちも自民党の国会議員の方たちも、そういう思いはないと思います。

ただ、やはり日本の国民は、やはり我々は守らなくちゃいけないという、たった1つ、その生命と財産を守るというこの使命感で、誰も戦争はしたくない。しかし相手が、ああいう国ですから、いつどこでミサイルが飛んでくるか分からない。現にあそこ、日本海の何ですかね、あそこに日本の海域の近くにミサイルの演習をすとかですね。それから、向こうの軍艦とか何ていうか、日本の領域まで侵入してくるとかですね。そういうことで、どんどん挑発してきているのは北朝鮮であるわけであって、日本は別にやりたくてしてるわけじゃなく、もし万が一のことがあればということで、私は大いにこの件は十分、日本国民の生命を守るためにしっかり、自民党は発言を世界に向けてやるべきだと、こう思っております。

全然、川上議員と正反対ですけど、そういうことです。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

正反対ということではないんですけどね。私もやっぱり、北朝鮮のミサイル発射とか中国の尖閣諸島や東南アジアの諸国への干渉、大国主義、覇権主義っていうのはね、やっぱりそれは許されることではないと思いますし、ただ問題なのは、今まで日本は専守防衛で他国を攻撃することはないと言いつたのが、今度、安保3文書の中で買うミサイルなんかというのは、先ほど言っ

たようにもう2,000キロも3,000キロも飛ぶようなミサイルを買うということになる。それによって、相手がやっぱり野蛮なことをやってきたら、もしかしたら触発によってですね、ミサイルを撃つような状況が生まれてくる。国もそれを見込んで強靱化というのをですね、今やろうとしてるといふところにあると思うんです。

ですから、やはりそういったことが起こらないようにするためにどうするかという、果たして武力に対して武力で、それでいいのか、それで戦争がなくなるのかという、そこは私は問いたいなというふうに思うんですよね。先ほども言われてましたように、国の専権事項としてやっぱり自衛隊の情報についてはいろいろ出ませんが、やっぱりそういったふうに強靱化してパルス攻撃とかにも頼るような基地を造っていくという、仮にそういった集団的自衛権の行使によって日本から、この芦屋基地から仮にそんなミサイルが撃たれたときに、反撃でやられたときに、それによって基地はですね、残りますけど、芦屋町に住む住民はそういったことも何もない中でから、そういった攻撃を受けたときには住民の命がなくなってしまうという、そういった点ではですね、先ほども言ったように、町長としてやっぱり住民の安全、生命を守るという1番大事なところについてはやっぱりちゃんと国に対しても意見を言って、基本的にはやっぱり軍備拡大ではなくて外交、そういったものでちゃんとした対応をすべきではないかというところが、私たちの主張なわけです。

昨年の暮れにですね、テレビ番組の「徹子の部屋」にゲスト出演したタモリさん、司会者の黒柳徹子さんに「来年はどんな年になるでしょう。」と聞かれると、「新しい戦前になるんじゃないでしょうか。」と答えました。大軍拡や敵地攻撃論を打ち出したことに対して今、生きている日本人が、ほぼ誰も経験したことのない戦前がやってきていると警鐘を鳴らしているように思います。

国会のですね、今の法律が制定されますけど、その中を見ても軍需産業支援法とかですね、軍拡財源法案などですね、戦前の国会でつくられたような法律の名前の、こういったことがですね、公然と出てきているということに、やっぱり私は本当に今、恐ろしさを感じるわけですね。

古賀誠さんや河野洋平さんが言ってるように、軍事に対して軍事で備えるという無制限の環境になることがはっきりしています。評論家の故加藤周一さんは、「平和を望むなら、平和を準備したほうがいい。戦争を準備しないほうがいい。準備は容易に本当の戦争のほうに近づいていく。非常に早く強く。」と語っています。演出家の宮本亜門さんは、「今、私たちは大きな分岐点に来ている。私は止めるために動いていきたい。」と発言し、法政大学の前総長の田中優子さんは、「日本が戦時態勢に入りつつある。だから反戦の準備をしよう。」と呼びかけています。今やるべきことは戦争の準備ではなく徹底した外交努力で、地域の緊張を緩和する平和な環境をつくっていくという、やはりこれはやっぱり私は1番大事なことだと思います。私はそれを日本の政府にですね、やっていただきたいというふうに思います。

今日、午前中の質問でもあったんですけど、国や県があって町がある、市町村があるという、元はそんなふうな体系でした。でも今、地方自治法が変わって、国と県と市町村は横並び、一律なわけです。ですから私は、小さな町でもやっぱり国に対してそういったことに対してはちゃんと物を言ってますね、自分の町の町民を守るために、やっぱり凜としてもらいたいというふうに感じます。それが本当に私たちがですね、新しい戦前を経験しない最良の道であるということを書いて、この質問について終わります。

続きまして、学校給食の無償化について伺います。

町長は統一選挙の中で示したマニフェストについて、施政方針の中で「これらにつきまして、選挙を通じて皆さんと交わした約束でございますので、行政内部で十分協議を行った上で町の実施計画に位置づけて推進してまいりたいと考えております。」としています。

施政方針の「子どもがのびのびと育つまち」では学校給食について、「保護者の負担を軽減するため、令和8年度まで町内小中学校の給食費を半額にする。」と、半額補助の継続を表明しています。しかし、芦屋まちづくり10戦略の中の教育アップ戦略では、小学校の給食費の半額補助拡大を検討するとしています。3月20日、自民党の茂木幹事長は、「家庭の事情に関係なく支援していく観点から、小中学校の給食費無料化をぜひ実現したい。政府に提案したい。」と少子化対策の観点から、無償化の支援が必要だと発言しています。ロシアのウクライナ侵攻や円安に伴う物価高を受け、小中学校の給食を実施する全国約1,600市町村の3割が2022年に給食費を無償化したことが日本農業新聞の調査で分かりました。

芦屋町が県内でもいち早く給食費の半額補助を行っていることは評価しますが、さらなる子育て支援策として全額無償化に踏み切るべきではないでしょうか。この点について伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

芦屋町では令和4年度より学校給食費の保護者負担を半額としており、今年度は2年目です。この制度には町の独自財源であるボートレース事業からの繰入金の一部を充てており、令和8年度まで継続して実施することとしています。

新聞報道で、令和5年度に限り、中間市、大任町、築上町で学校給食費を無償化したこと、直方市などでも検討が進められていることは承知しています。報道では、こうした無償化などの財源は国のコロナ交付金が頼みであるとのこと。新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことに伴い、政府は交付金制度の縮小や廃止を含めた大幅な見直しを行う動きもあり、自治体が単独で無償化を継続して実施できるかは不透明な情勢です。議員が提案されている学校給食費の無償化も、子育て世帯への経済的支援の一環にはなると思います。しかしながら学校給食法の中

で、学校給食の施設や設備といった運営経費は自治体の負担、それ以外の食材費は保護者の負担とすることが明確に定められていますので、根本的には法律を改正する必要がある問題ではないかと考えています。

政府が今月1日に発表した「こども未来戦略方針（案）」で給食費の無償化について、「学校給食費の無償化の実現に向けて、まず学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果、課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表する。その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面なども含め、課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する。」と明記されておりますので、今後の国の動向を引き続き注視したいと考えています。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

まず、先ほどの日本農業新聞によるとですね、小中学校とも複数月や通年で無償化した市町村は、全国都道府県で451に上っています。人口は数千から5万人前後ですが、20万人規模の市もあります。6割近い263が、物価高騰が始まった22年度から先ほど言われた臨時交付金を活用して無償化し、食材費の価格高騰にも補填しているということです。また一方、21年度以前から無償化している自治体は、これは自主財源でやっているとが多いということです。

無償化した市町村の多い順では北海道が51、埼玉が27、福島県が23、大阪府が19、山梨と奈良が18、群馬が17という、こういったところは実施しています。給食実施自治体数に占める無償化率が高いのは、山梨県が7割、群馬県が5割、奈良県が4割というふうになっています。一方、無償化していない自治体についてもですね、やはり臨時交付金の活用で半額程度の補助とかですね、第2子第3子の分だけとか中学校だけとか、そういったことを無料にする軽減策を行っていると報じています。特に群馬県ではですね、その後拡大して、群馬県の35市町村のうち33市町村で実施して拡充が進んでいるということです。

なぜ給食を無償化すべきなのかという点では、まず第1に、保護者の教育負担軽減を図るという点です。2021年度の子供の学習費調査によると、公立小で6万円、公立中で13万円年間かかり、この金額に給食費が上乗せされ、年間4万～5万かかるということになります。芦屋町は半額補助されていますが、やはり給食費の無償化によってですね、やっぱり今この物価高の中にですね、保護者の教育負担を減らすことは、今日やっぱりますます切実さを増しているんじゃないでしょうか。

それと第2に、子供の教育を受ける権利の保障ということです。学校給食は教育の一環であり、

義務教育はこれを無償とするという憲法26条第2項の点から、学校給食を無料にすることは当然です。先ほど言われたようにですね、学校給食法で食材を保護者に負担しているという規定があります。ただ、これもですね国会での岸田総理大臣の答弁でも、「保護者が負担する学校給食を自治体が補助することを妨げるものではない。これは自治体が判断するもの。」ということを確認しております。ですから、無償化についてということは自治体の判断でですね、可能であるということですので。

町長に伺いますけど、町長のマニフェストの芦屋町まちづくり10戦略の中で、教育力アップの中で、「小中学校の半額補助の拡大の検討」と表現してありますが、この拡大というのはですね、どういう意味なんでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

このマニフェストをここに持ってきてるんですけど、参考資料としてまず1番最初は、マニフェストの1番最初に「小中学校の給食費を半額、給食費を半額しますよ。」という、これ選挙のときのマニフェスト。その後いろんなコロナ禍のいろんな事情で経済的に負担がかかる。それから、いろんな町は学校給食費だけではなく子育て世帯だとか高齢者、電気代、それからいろんな形の中で芦屋町はそういう生活援助しておるわけですが、その中で、その次に小中学校の給食費の半額、今言われた補助の拡大を「検討する」と、「やる」とは言ってないです。「検討する」という。だから、このコロナのこういうのはいつまで状態が続くか分かりませんので、できればこういうような補助金はなるべくなくしたほうがいいと。

だから、私はある程度コロナ禍が収まれば、給食費も当然、結局子供さんの食費やから保護者が支払うべきだと考えておりますので、当分の間は半額補助という形でやっついこうと思っております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

なかなかね、全額補助をするという答弁にはならないと思いますけど。

例えば財源論で言えばですね、政府は3月29日に、2022年度の予備費を使って物価高騰対策として1兆2,000億円の地方創生臨時交付金、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金というのを閣議決定いたしました。内訳は、低所得者が7,000億円、推奨事業メニュー額が7,000億円を設定しているところです。

これのですね、推奨メニュー額の市町村枠が3, 150億円、芦屋町では1億45万2, 000円あったということです。これはもう5月の臨時議会です、審議したものですけど、内閣府は推奨メニューとして、エネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う子育て支援を挙げて、物価高騰による小中学校保護者の負担の軽減のための、小中学校における学校給食の支援ということを説明していました。芦屋町ではこの交付金についてはですね、エネルギー、食料品価格等の支援や生活応援商品券に充ててですね、5月の臨時会で可決されたということです。

これらの施策もですね、物価高騰対策として役立つでしょうが、政府の推奨メニューである学校給食の支援についても、こういったことを政府が使ってくれというふうに打ち出してるんで、これについてもですね、自主財源をもってですね、私は行くべきではないかというふうに思っております。財源についてはですね、それほど大きな金額ではないと思いますし、ぜひですね、国もやっぱり学校給食の支援は必要だということです。

先ほど言われたように、臨時交付金もなくなっていったから、これからやりよるところもやめるのではないかというそういった懸念もありますが、自主財源で行っていくという自治体もですね、ありますし、また先ほど言ったように自民党自体もですね、学校給食の無償化としてはやっぱり、党としてもやっぱり政府に提言せないけないということで今働きかけてる状況なんで、そういった点ではですね、今後のそういったことを注視していけばですね、簡単にやっぱり「今までやりよったけど、もうしません。」ということにはならないんじゃないかというふうに思います。

それで今度のですね、行政報告の中で5月23日から始まったSGボートレースの目標がですね、目標を上回る売上げだったことは報告されてます。この関係者各位のですね、努力に本当に敬意を表すものです。それと同時にですね、公営競技を行う目的は、その収益により地方財政に貢献することにあります。学校、道路等の公共施設の整備、社会福祉の充実など、実施する地方自治体の財源に貢献することにあります。現在の良好な競艇財源を踏まえてですね、行政運営を行っていく。そうすれば財源も出てくるんじゃないかというふうに思います。

もともとですね、やっぱり本来であればですね、憲法で保障されている義務教育の無償化というのは、国が責任を持って行うべきことです。しかし、国が実施しない場合には、自治体が保護者や生徒に手を差し伸べるべきだというふうに思います。福岡県では、給食費の無償化は全国でも後進県であり、芦屋町がですね、その先進を走っていますが、先ほども言ったように全国的に見れば給食費の無償化というのが一気に広がっています。6月、7月も多くの製品の値上げが予定されています。今7人に1人の子供が貧困ラインを下回る状況に置かれ、急激な物価高騰の影響を受け、保護者の負担が増加することが懸念されています。

さらなる負担軽減対策を求めて、質問を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

ここで換気のため、しばらく休憩いたします。なお、15時25分から再開します。

午後3時13分休憩

午後3時25分再開

○議長 内海 猛年君

再開します。

次に4番、長島議員の一般質問を許します。長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

4番、長島です。本日最後の一般質問になります。皆様お疲れのことだとは思いますが、あと少しだけお付き合いをお願いいたします。

議長より許可をいただきましたので、通告書に従いまして始めさせていただきます。

先日から日に日に気候もよくなり、クールビズも始まり、いよいよ芦屋町の夏が近づいてきているなど実感するとともに、コロナが一旦の落ちつきを見せ、夏の花火、プール、そして海水浴場と、芦屋町の本領発揮の季節がやってきたと期待を寄せているところであります。早速ですが、質問に移らせていただきます。

件名1、芦屋港レジャー港化の現状と今後の展望について。

要旨1、令和8年度のレジャー港の開港に合わせた機運醸成について、まず、現在行われている活性化推進室の機運醸成事業の進捗について伺います。

令和8年度のレジャー港の開業まで、残すところ3年となっております。まだ3年あると捉えるか、あと3年しかないと捉えるか難しい時期ではありますが、私自身も「本当にあと3年後に完成するのか。」という期待と不安の入り交じる気持ちではありますが、本日は少し早い時期ではございますがレジャー港に関する質問と提案をしていきたいと思っております。

芦屋港活性化における機運醸成事業の基本方針の下、令和3年度以降の取組方針の方向性が示されておりましたが、現在までの活性化推進室の機運醸成事業の進捗状況について伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

お答えいたします。

芦屋港活性化事業の推進において町民の機運醸成は重要な取組であり、町全体への波及効果を創出するには継続的な推進が必要となるため、当該事業は令和2年度からスタートしています。

事業の目的は、芦屋港活性化事業のにぎわい創出となる機運の醸成、プレーヤーとなる人材の

発掘・育成、町内のネットワーク化、回遊性の創出、町の稼ぐ力の向上（消費拡大）となっております。そのために、町の活性化に意欲のある人材の発掘、担い手の育成方法の検討を実施、ワークショップやテストマーケティングの実施、戦略的情報発信の実施等の施策を推進しています。

令和4年度までは新型コロナの影響もあり、ワークショップやテストマーケティング等がなかなか実施できない状況でしたが、今年度からは新型コロナも5類に移行されるなど制限も緩和されてきていますので、レジャー港化に合わせたキャンプ事業実現に向けたテストマーケティングや、飲食・物販に関するテストマーケティング等の事業推進に必要な施策を町内事業者等で構成された2つのワーキンググループを中心に実施していく予定としております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

ありがとうございます。人材発掘やキャンプ事業や飲食・物販のマーケティングは、私も非常に興味を持って注目しております。ぜひ、活性化のためにも引き続き積極的に進めていただきたいと思っております。

次に行きます。では、将来的な取組について何か新規に決定していることはございますか。御答弁お願いいたします

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

お答えします。

現在、将来的な取組として決定していることはありませんが、先ほども申しました今年度実施予定の幾つかのテストマーケティングの検証などにより、今後の取組については決定していくことになるかと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

はい、分かりました。では次にいきます。

それでは「新規に、こういうのはどうでしょうか。」ということで提案させていただきます。

要旨1、令和8年度の芦屋港開業に合わせた機運醸成キャンペーンとして、アロハビズの導入を検討するのはいかがでしょうか。

芦屋町は県内でも屈指の海の町です。しかしながら、他の市町村よりも海町の個性をうまく出せていない気がしています。この芦屋の自然、資源を生かす事業を昨日の町長の施政方針の中でも、多くおっしゃられておりました。「スピード感を持って取り組む。」とも言われておりましたが、レジャー港の開業予定まであと3年しかありません。その間に何をするかということで、私なりの提案をさせていただきたいと思います。

海町を前面に出し、さらに観光とレジャーの町を前面に出す意味でも、芦屋港開業のタイミングは芦屋町の認知度をさらに高めるチャンスです。そこで、機運醸成事業の1つとして芦屋港の開業の1年前の令和7年度から、開港年度の令和8年度、そして翌年度の令和9年度までの3年間をアロハビズで開業キャンペーンをしてみたいはいかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

お答えいたします。

今、議員から御提案いただきました内容につきましては十分協議をさせていただき、町として導入の有無を決定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

非常にシンプルにありがとうございます。

では、「なぜアロハシャツか。」というのを言いたいと思います。

思いやりやおもてなしの意味を持つアロハは、ハワイや沖縄のような何も南国だけのものではありません。国内の自治体や東京霞が関の環境省などアロハビズを導入し、市や町のPRに活用されているところがたくさんあります。また芦屋町に関して言いますと、芦屋町の花「はまゆう」の柄がシャツのデザインに非常に合うと思います。既存のアロハシャツにも「はまゆう」柄の物が多く販売されておりますし、とにかく芦屋町は海の町です。シャツのカラーも空のブルー、また水色など海の色にも非常に合うと思いますし、アルファベットの「ASHIYA（芦屋）」の字体が、アロハデザインに非常になじむと思います。芦屋町の花、芦屋町が大事に育ててきた「はまゆう」をあしらったシャツをデザインし、2色ないし3色、カラーの色違いで製作し、機運醸成に導くことはできないでしょうか。

先日も発売されました既存の芦屋PRポロシャツですが、他の市町村に比べると町民の方々、特に高齢者の方々はじめ町内事業者さんや飲食店制服など、芦屋町では着用者が抜群に多いです。

本当にたくさんの方がふだんから着られているのを拝見します。そこで、開港キャンペーンの3年間を芦屋ポロシャツのように町全体に浸透させ、町内で連携し、機運醸成とレジャー港のPRに生かすことができるのではないのでしょうか。

2014年度から販売を始めた芦屋ポロシャツも、来年2024年で10周年を迎えます。もう皆さん何着も所有していることと思われまし、毎年新たにデザインを考案し制作されている担当職員の方々も、本当に大変だろうなあと思います。今やどこの自治体も導入されているこのPRポロシャツを、11年目の再来年は一旦ですね、一旦御休憩いただきまして、このアシヤンアロハ導入で町民団結の一体感を生み出すとともに、海や港に対しての町職員の意識向上にもつながると考えます。

それでは資料のほうを御覧ください。

導入自治体はここにも書いてありますが、神奈川県茅ヶ崎市、山口県周防大島町、鳥取県湯梨浜町、和歌山県白浜町、宮崎県日南市、鹿児島県指宿市、これまだ一部なんですけども、これぐらい日本全国、海の町、海沿いの町では導入がされております。茅ヶ崎市に至っては議会のほうも全員がアロハシャツで、議会が進行されているそうです。

そこまでとはさすがに思わないんですが、真ん中の段を御覧ください。

先ほど言ったデザインなんですけど、これ芦屋の「はまゆう」をあしらっております。そしてASHIYAのローマ字を少し崩してバックプリントすれば、すばらしい芦屋アロハが出来上がります。右側の男性が、非常にアロハシャツが似合ってる男性がですね、この芦屋アロハを紹介してくれておりますが、これ町長です。非常に似合ってると思います。

また下段の資料にあるように、アロハビズに移行する時期に、県内や地方のテレビのニュースに必ず取り上げられるのが恒例となっております。今のところ福岡県の市町村ではアロハビズの導入はありませんし、このようにアロハビズ導入時、導入後、取材対象になりやすいと思います。福岡県初ということで、芦屋町とレジャー港のPRになるのではと思います。福岡県の海の町と言われている糸島、福津市、また近隣の宗像市、岡垣町などに先駆けてアロハ先進地を目指してもいいのではないのでしょうか。役場内にはありがたいことに、デザイナーさんも常駐しております。かわいらしいアロハシャツをデザインすれば、たくさんの方々の町民の方々も喜ばれるのではないのでしょうか。

アロハシャツが非常にお似合いで芦屋町の海を愛してやまない町長、一言お願いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

今、芦屋港レジャー港化に関しましては、もう既に御存じのとおりコロナの関係でですね、か

なり遅れておりまして、しかし今もうそろそろ現状に戻ってきておりますので、このレジャー港化については早く進めていかなければならないと思っております。

今言われましたアロハビズにつきましては、確かに芦屋港レジャー港化の機運醸成の一助を担うものであると考えております。芦屋町に夏にお見えになった方が、芦屋の例えばお店の方がですね、アロハシャツを着て店頭におられると。それから夜、飲食の関係、スナックとかそういう方がですね、このアロハシャツを着てですね、お店に出られると。またここはここで、いろんな話題が出てくるのではないかと考えております。今の芦屋は自衛隊基地がありまして、自衛隊の皆さんも夜の町に、金曜日、土曜日になるとかなり芦屋の町をにぎわしておられるわけがございます。やはり芦屋は海の町ですが、夏の行事、花火大会もあります。いろんな形の中で行事がありますので、芦屋をこの際こういうようなアロハシャツ、イメージでですね、話題性を持ってですね、芦屋を売り込むということが大事なことでないかと考えております。

これにつきましては関係課等で十分検討させていただいた上で、実施の有無を決定させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

大変ありがとうございます。予算関係のほうも最も重要なことだと思っております。イメージとしては、ポロシャツのように毎年製作するのではなくて、一度つくったシャツを3年間着回すということで、3年分を1回にまとめるという考えもできるのかなというふうにも思っておりますので、何とぞ前向きに御検討のほどお願いしておきます。

では次に行きます。要旨2に行きます。芦屋町の海を生かした官民連携について、ネーミングライツ・パートナープロジェクトの提案です。

令和4年第2回定例会において、私の一般質問の中の要旨で「新たな観光資源と魅力づくりについて」ということを質問させていただきました。具体的に言うと、みんなが親しみやすいキャッチフレーズや海岸線、ベイエリアの名前を考えてみてはいかがでしょうか。「芦屋のイメージ、コンセプトを落とし込んで1つにつなげることで、分かりやすく愛着の湧くエリアになるのでは。」という質問をさせていただいておりますが、少し関連する内容で提案させていただきたいと思えます。

公共施設やスポーツ施設などに名前をつける権利を契約するネーミングライツですが、日本では1997年に京都の東伏見アイスアリーナに対して、サントリーが命名権を買収したのが始まりです。公共施設では2003年に調布市の東京スタジアムが味の素スタジアムとなり、今もそ

の名前で契約が続いております。例えば近隣でいうと、P a y P a y ドームやミクニワールドスタジアム、また黒崎ひびしんホールや鳥栖市の駅前不動産スタジアムなど、スポーツ施設や公共施設で導入されています。

このメリットとしますと、ネーミングライツ権の売却は、経営難の企業や地方自治体が施設や店舗維持のための資金獲得手段として使用することが多くなっています。売却した自治体や企業は売却により資金が得られ、取得した企業や団体個人は、社名や団体名などを施設に命名することで高い宣伝効果が見込まれます。芦屋町も官民連携や民間誘致などがなかなか進んでないと捉えております。このネーミングライツをきっかけに民間企業とパートナーとして連携していくこと、また、施設管理の財源確保が可能と考えます。

また、レジャー港施設や場所に名前を与えることで町民に改めて関心、愛着を持ってもらえると考えます。自治体の様々な費用負担を減らすとともにイメージアップを図れることから、大きなメリットになるのではないのでしょうか。話は少し大きいのですが、芦屋港施設管理の財源確保の手段として、少しでも町に還元できるのであれば検討してもよいのではないのでしょうか。施設の所有者である企業や自治体にとってはネーミングライツを売却することで収入を得られ、購入した企業にとっては自社の知名度向上とともにイメージの向上も期待でき、結果として売上げ向上につながると考えられております。

この制度は、現在は各地で浸透し、長期契約が続いている施設も少なくありません。行政も民間の経営手法を取り入れ、コスト削減と安定した収入確保に努める中、ネーミングライツは多くの自治体の公共施設でも導入されています。契約金額は幅広く、年間数十万円から1億円を超えるものまで様々です。芦屋町所有の施設でネーミングライツを導入しているものは、まだありません。ネーミングライツの対象は、スポーツ施設、公共施設だけではありません。全国では、これまでに歩道橋や駅、トイレ、道路などにも導入されております。そこに共通するのは、多くの方が利用し、目にするものほど対象になりやすいということです。

恐らくファミリー層が多く利用するであろう芦屋港レジャー港施設の維持管理経費確保の新たな手段として、ネーミングライツ制度の導入を検討してはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

お答えいたします。

今、議員から詳細に御説明いただきましたネーミングライツですが、一般的に企業側が得られるメリットは地域貢献によるイメージアップが期待できるや、高い宣伝効果を得ることができることと言われ、施設側が得られる最も大きなメリットとしては、企業から契約金を含めた援助を

受けられること、いわゆる財源が確保できることとされています。一方で、企業側へのデメリットとしては契約金等の支払いがあり、ネーミングライツを獲得しようとする企業は慎重に費用対効果等を検証する必要があります。また、施設側のデメリットとしてはネーミングライツを獲得した企業、いわゆるネーミングライツ・パートナーになった企業が何らかの問題等を起こしてしまった場合は施設のイメージダウンにつながるリスクを踏まえていること。

また、それによって施設名の変更が必要になった場合には、施設利用者の混乱を招くこととなることなどが挙げられています。

以上のようなことを踏まえ、芦屋港のレジャー港化においてネーミングライツ制度を導入することが妥当であるかの判断については、他自治体の事例などを参考に十分検証の上、決定すべきであると考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

確かに、ネーミングライツには課題も多くあると思います。もし導入するのであれば、導入に際しては芦屋町としてのイメージを損なうことがないように、名称の選定には厳正な審査を行うとともに町の方々から意見を募集することも考える必要があると思われまます。

失敗例や反対事例ももちろんたくさんありますが、その多くは自治体が抱えていた既存の施設がほとんどです。しかしながら現在、今、私が提案させていただいてるのは、まだ出来上がっていない芦屋港の施設の話ですので、まだ名称も決まってないところもあります。そのため、利用者の混乱にはあまりつながらないのではと考えております。

先ほども言いましたが、ネーミングライツの効果としては次の3つが考えられます。

まず、町としましては安定的な財源確保による持続的な施設運営が図れ、ネーミングライツにより施設の魅力向上、イメージアップが図れる。2つ目としましては、町民にはネーミングライツにより魅力が向上した施設の有効利用、財源確保による町民サービスの向上が図れる。3つ目として、企業には自社の広告宣伝効果が図れ、地域や社会に貢献することで企業評価の向上が見込めます。

先日の観光協会の総会では海浜公園の来場者数の報告がありました。海水浴客含め年間約14万6,000人です。これとは別にプール来場者や砂像展来場者もいらっしゃいますので、かなりの数の方々に年間を通して自社をPRできるのではと考えます。海浜公園と隣接した芦屋港レジャー港ですので、特にファミリー層に強い企業などネーミングライツに興味を持つ企業が出てくるのではないのでしょうか。

そこですが、昨年度から就任しておりますみなと準備室の方々ですが、活動内容にも芦屋港レジャー港化に向けた管理運営組織づくりとなっております。こういった官民連携事業に秀でた方々かと考えておりますので、せっかくの人材です。このネーミングライツ事業に生かすことも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。御答弁をお求めします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 志村 亮二君

お答えいたします。

今議員が言われるとおり、現在みなと準備室におられるお二方については民間企業経験者であり、官民連携事業の経験も豊富でありますので当然、本件の検討を中心的に担っていただきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

私自身もすばらしい人材であると認識しておりますし、お2人は任期も限られておりますので、ぜひ活躍の場をたくさん設けてあげていただきたいと願っております。

ネーミングライツの近隣事例ですが、北九州市が本年度3つの施設で導入を決めています。また、中間市ではネーミングライツ事業を昨年度10月より展開し、3月までには2つの、道路になりますが、2つの道路でパートナー契約が成立しております。聞いたことがある方もおられると思いますが、1つは「ピザクック通り」、もう1つは「やすらぎ通り」です。この事業で得た収益は公園草刈り等報償金として自治会に交付し、自治会が運営管理する児童公園の草刈り費用として活用されるそうです。また、ピザクック運営会社のイワタダイナースと未来のまちづくりの協力に関する連携協定を結び、今後、中間市が抱える様々な課題の解決を目指していくそうです。

このように、ネーミングライツ事業をきっかけに自治体と民間が連携するという事例が多く見受けられます。芦屋町でも新たにネーミングライツを使って、どんどん施設の維持管理経費の確保と官民連携事業をされていいのではないのでしょうか。ぜひともその辺り、しっかりと協議していただきまして、いろいろと御検討いただき、これを使うか使わないのかという御決断をしていただきたいと思っております。

また本日、私がこのネーミングライツの御提案をさせていただいたのは、芦屋港レジャー港は開業後も管理運営に多くの財源が必要になってくると思われまます。芦屋港に限らず、これからはこのネーミングライツのような新しく収入を増やす新たな収入源の確保という分野にも、芦屋町

もシフトしていかなければならないのかなというふうにも思っております。このような財源確保の考え方を、ぜひとも芦屋町でも検討してしていただきたいと思えます。

町長、最後にこのネーミングライツ制度に関して何かありましたら、一言お願いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

本当に勉強不足なんでしょうけど、このネーミングライツという言葉自体、長島議員から一般質問があるまで全然知識がありませんでした。こういうようなこともあるんだなというように、ずっとお聞きしておったわけですが、やはり芦屋町は何が売りかという、もう海しかない。「海しかない」というのは「海がある」と。貴重な海がですね、北九州市と福岡市に挟まれて、確かに宗像とか波津とかありますけど、芦屋みたいに砂浜とそれから港湾と、それから洞山、岩場、はまゆう、あの一帯ずっとですね、素晴らしい自然を持った町でありますので、その辺をこのネーミングライツということで、何か命名していただいて契約がとればなということ、いろんな方面からこのことについては検証していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

ありがとうございます。まずは芦屋港を皮切りに、将来的に既存の町内施設などにもこのネーミングライツ制度を導入していただければと期待しております。

非常に時間は余っておりますが、これをもちまして、人に町に心に寄り添う、私、長島毅の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長 内海 猛年君

以上で長島議員の一般質問を終わりました。

○議長 内海 猛年君

以上をもって、本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 56 分散会
